



新市建設計画

変更計画



令和 6 年 3 月

茨城県 かすみがうら市

目次

第1編 序 論	1
第1章 合併の必要性	1
第2章 計画策定の方針	4
第2編 新市の概況	7
第1章 位置と地勢など	7
第2章 人口と世帯など	9
第3編 新市建設の主要課題	13
第1章 関連計画の方向性	13
第2章 住民ニーズからみた課題	15
第3章 新市建設の主要課題	17
第4編 新市建設の基本方針	23
第1章 新市の将来像	23
第2章 新市建設の基本姿勢	24
第3章 主要指標の見通し	27
第4章 地域別整備の方針	30
第5編 分野別施策・事業	35
第1章 施策の体系	35
第2章 自然と調和した快適なまちづくり	36
第3章 健やか・安心・思いやりのまちづくり	41
第4章 豊かな学びと創造のまちづくり	45
第5章 活力ある産業を育てるまちづくり	48
第6章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり	54
第6編 新市における県事業	57
第1章 新市における県の役割	57
第2章 新市における県事業	57

第7編	公共的施設の適正配置と整備	59
第8編	財政計画	61
【歳入】		61
【歳出】		62

第1編 序 論

第 1 編 序 論

第 1 章 合併の必要性

霞ヶ浦町と千代田町は、茨城県のほぼ中央部に位置し、ともに温暖な気候と豊かな自然環境を生かし、果樹に代表される農産物や霞ヶ浦の水産物などの産地として、また、立地条件の良さから集積した製造業の拠点として、さらには近隣都市のベッドタウンとして、両町の接点部を中心に市街地が形成されるなど密接な関係を保ちながらそれぞれ発展してきました。

昭和の大合併が進んだ昭和 29 年には千代田村が誕生し、翌年には出島村が誕生しました。その後、両村の人口は増加を続け、千代田町は平成 4 年に、霞ヶ浦町は平成 9 年に町制を施行しています。

しかし、21 世紀を迎え、わが国の社会構造が転換しつつあるなか、両町を取りまく情勢は、大きな変革期にあるといえます。今後はこれまでのような人口増加が望めず、また少子高齢化も急激に進むものと推測される一方で、環境問題への対応や福祉サービスの充実など行政需要の増大が予想されます。

こうした時代の変革に的確に対応し、未来の子どもたちのために魅力ある地域を創造していくために、両町の合併による行財政基盤の強化や市制施行による新たなまちづくりは、有益な手段と考えられます。

第 1 節 地方分権時代への対応の必要性

地方分権一括法の施行に伴い、国や県から、住民に最も身近な行政単位である市町村へと、行政事務の移譲が進められています。市町村の創意工夫による個性豊かな地域づくりを一層推進するためには、分権の担い手となる自立性の高いまちづくりをめざし、市制施行などにより、行政体制や財政基盤を充実強化しながら、自治体としての政策形成能力を高めることが重要です。

第 2 節 多様化する住民ニーズに対応する必要性

住民の価値観の多様化や情報通信技術の進展などに伴い、住民が求める行政サービスも多様化し、高度化しています。両町においても、これまでも、さまざまな分

野で施策をすすめ、住民ニーズへの対応に努めてきましたが、今後、ますます多様化し、高度化していくと考えられる住民ニーズに十分対応していくためには、より専門的で高度な能力を有する職員の育成や確保など、行政体制の充実が強く求められるとともに、住民と行政が信頼しあい、適正な役割分担のもとで、協力・協調しながらまちづくりを推進する必要があります。

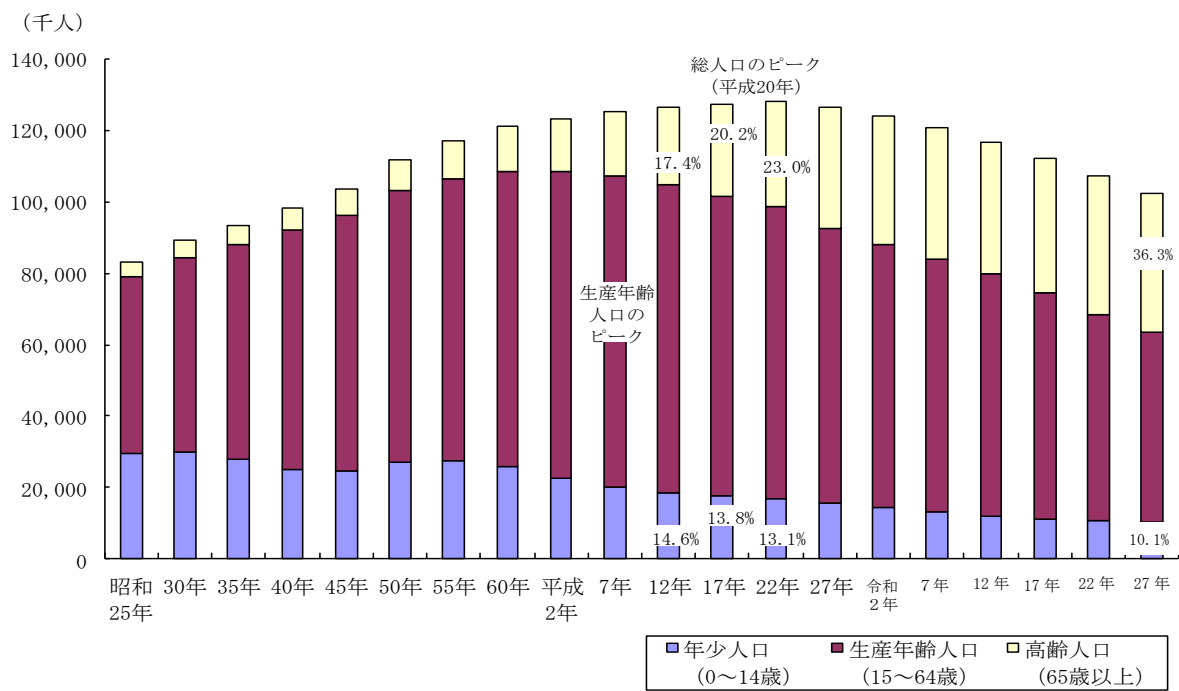
第3節 総人口の減少・少子高齢化への対応の必要性

わが国の総人口は、平成20年をピークに、減少するものと推計されています。

また、年少人口や生産年齢人口が減少する一方で65歳以上の高齢人口は増加し、少子高齢化が急速に進むものと推計されています。

両町においても、平成12年に高齢化率が17%に達し、今後も人口構造の成熟化が見込まれるなか、合併を契機として地域の活性化策に取り組み、雇用の拡大や交流人口の拡大につなげるとともに、少子高齢化に対応した福祉の充実に努めていくことが必要です。

(参考) わが国の人口推移と推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口」（令和5年推計）（中位推計）」

第4節 生活圏の広域化に対応する必要性

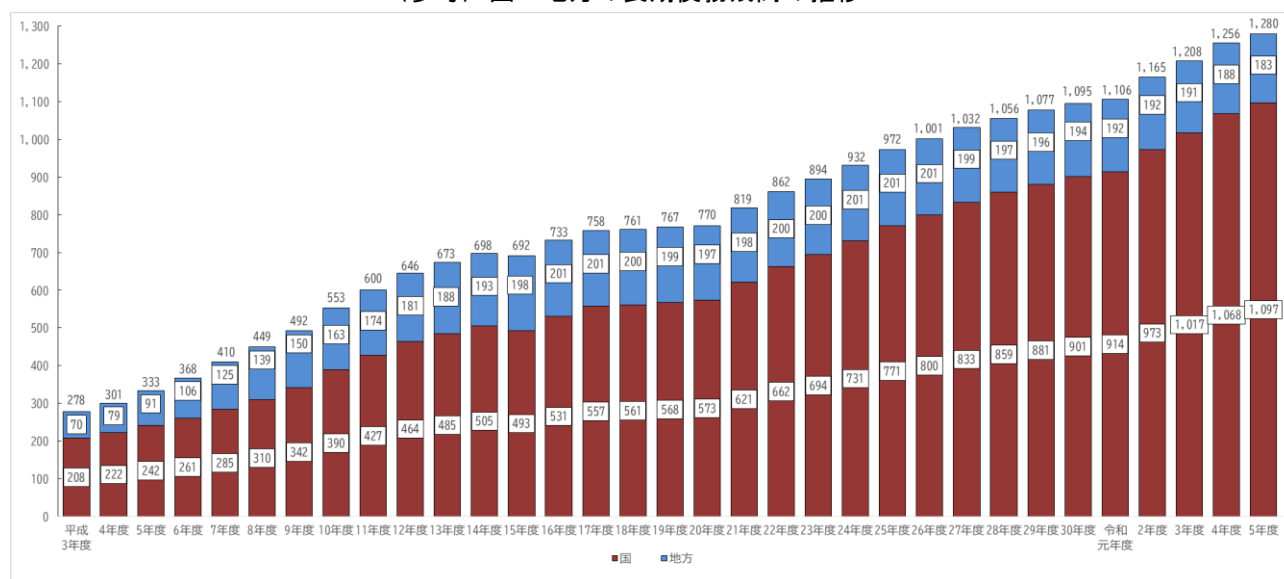
広域的な交通体系の整備や情報通信技術の発達などにより、住民の生活圏は市町村の区域を越えてますます広がっています。また、福祉や環境問題など、広域に対応しなければならない行政課題も急速に増加しています。

両町においても、これらのニーズに的確に対応するため、規模のメリットを生かすとともに、地域資源の融合による機能強化、高度情報化の推進などによる、広域的な地域間の交流が求められています。

第5節 厳しい財政状況に対応する必要性

今日、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。国と地方を合わせた長期債務残高は1200兆円に到達するとともに、長年、わが国の地方財政を支えてきた地方交付税の財源にも不足が生じています。両町においても、行財政改革に着手し、効率化を図ってきましたが、少子高齢化の進行、構造的な不況の長期化、地方交付税制度の見直しなどにより、十分な自主財源を確保し続けることが難しい状況となっています。こうしたなかで、複雑な行政課題に対応しながら、今後も行政サービスの維持と向上を図っていくためには、定員管理の適正化、事務事業の見直し、アウトソーシング^(※01)の推進など、これまで取り組んできた行財政改革を一層推進するとともに、市町村合併による抜本的な経費削減策の推進が不可欠です。

(参考) 国・地方の長期債務残高の推移



資料：財務省

※01. アウトソーシング：業務の効率化を図るため、仕事の一部ないし全部を、外部の専門機関に委託すること。

第2章 計画策定の方針

本計画は、次の方針に基づき策定します。

第1節 計画の目的

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項」に基づく市町村建設計画であり、霞ヶ浦町・千代田町の合併に伴い、両町の速やかな一体性の確保を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的に策定します。

第2節 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針と、その基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心に構成します。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、東日本大震災による特例措置を受け、平成17年度から令和6年度までの20か年を5年延長し、令和11年度までの25か年とします。

第4節 計画策定上の留意点

本計画は、将来を展望した長期的視野に立ち、以下の点に留意して策定します。

- 1 まちづくりの最上位計画である両町の総合計画の内容と方向性を十分に尊重し、両町を一体的な地域とみて、新市をともに築いていく計画とする。なお、新市の基本構想及び総合計画の策定時には、本計画を尊重し、その趣旨・内容に配慮した形で審議することとする。
- 2 幅広い年齢層からの意見を反映するため、「住民アンケート」を実施するなど、住民参加を積極的に図りながら策定する。
- 3 建設計画には主要施策、主要事業を掲載するが、これは新市の建設の根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載するものとする。
- 4 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮して策定する。
- 5 財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意する。
- 6 計画策定以降の社会経済情勢や財政状況等の変化により、計画の変更の必要

性が生じた場合には、新市において変更することとする。

第2編 新市の概況

第 2 編 新市の概況

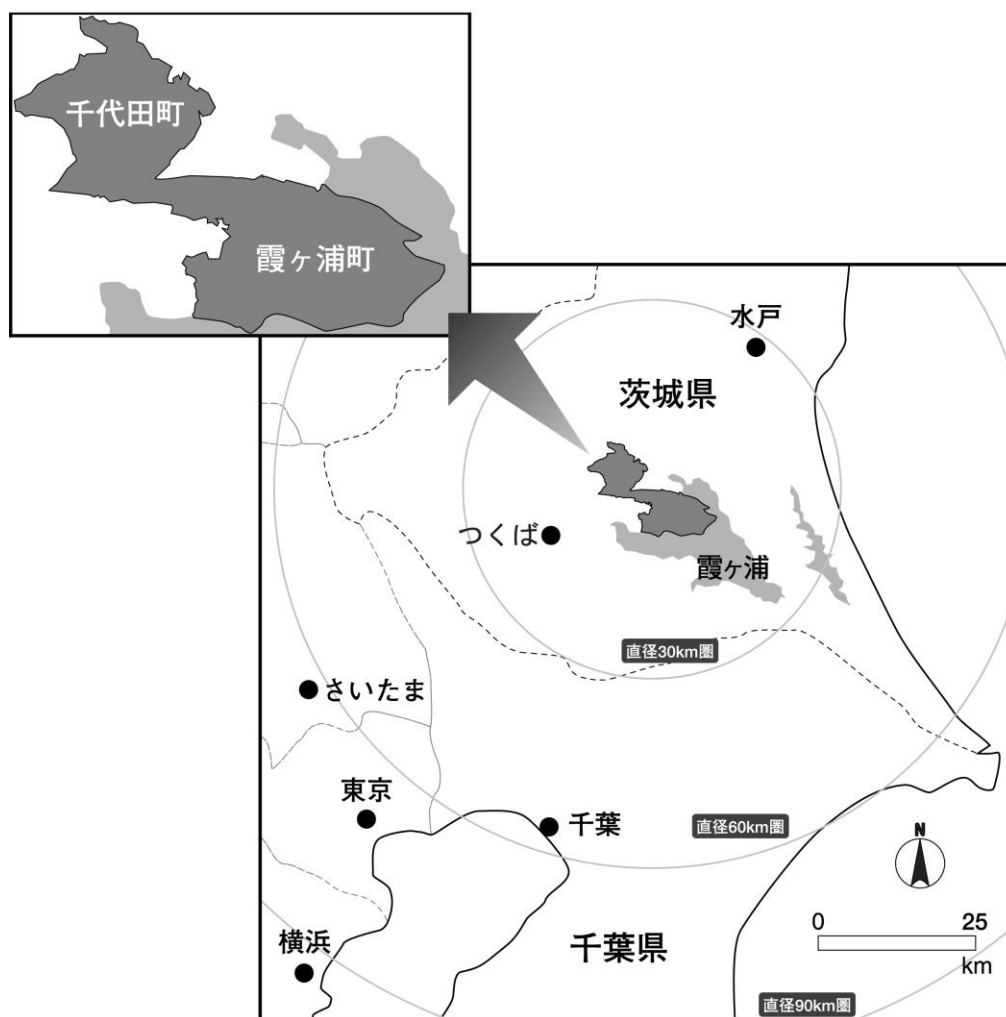
第 1 章 位置と地勢など

第 1 節 新市の位置

新市は、わが国第 2 位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約 70 k m、県都水戸市へ約 30 k m、筑波研究学園都市へ約 10 k m の距離に位置しています。

幹線交通網として、J R 常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道 6 号、国道 354 号を有するなど、立地条件に恵まれた田園都市です。

【図表 1】新市の位置



第2節 地勢と土地利用

新市の大部分は標高 25m前後の常陸台地で、西端の標高約 380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へとつづくなだらかな地形を有し、距離は南北に約 16 k m、東西に約 19.5 k m、総面積は約 118.77 k m²（霞ヶ浦水面を含めると約 156.61 k m²）となります。

台地には畑や平地林、集落が、霞ヶ浦沿岸の低地には水稻やレンコンなどの水田が広がり、また、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も行われています。さらに、J R 常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展しています。

【図表 2】新市の総面積と土地利用の状況（平成 15 年度）

（単位：h a）

	総面積	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地	その他
面積	11,877	2,363	3,504	1,191	11	2,527	243	889	1,149
構成比	100.0%	19.9%	29.5%	10.0%	0.1%	21.3%	2.0%	7.5%	9.7%

資料：霞ヶ浦町、千代田町

第3節 気候

新市は、霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受け、冬季は比較的温暖で、夏季は比較的涼しく、台風や霜、雪などの被害も比較的少ない地域です。年平均気温は 14～15℃、年間降水量は 1,200～1,400mmです。

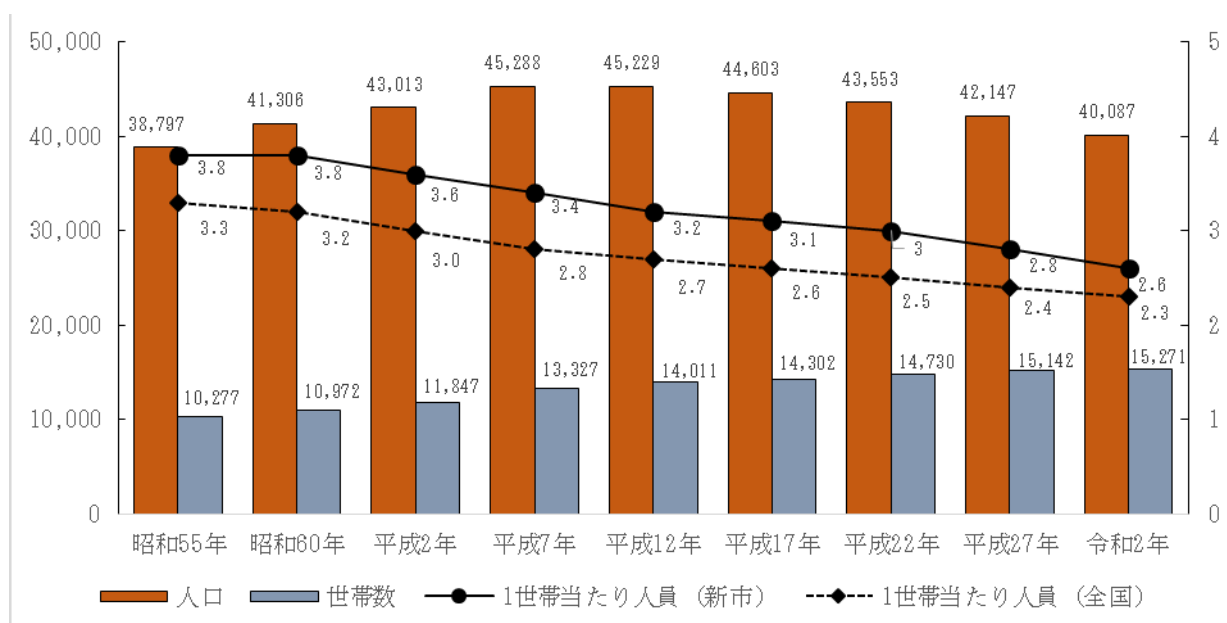
第2章 人口と世帯など

第1節 人口と世帯

平成12年の国勢調査によると、新市（霞ヶ浦町と千代田町）の人口は、45,229人で、世帯数は14,011世帯となっています。両町とも人口は、昭和40年頃から徐々に増加を続けてきましたが、近年は減少傾向となっています。

また、一世帯当たりの人員は3.2人で、全国平均より0.5人多くなっていますが、減少する傾向にあり、核家族化が進んでいます（図表3中、平成12年の値）。

【図表3】総人口・世帯数・一世帯当たり人口の推移

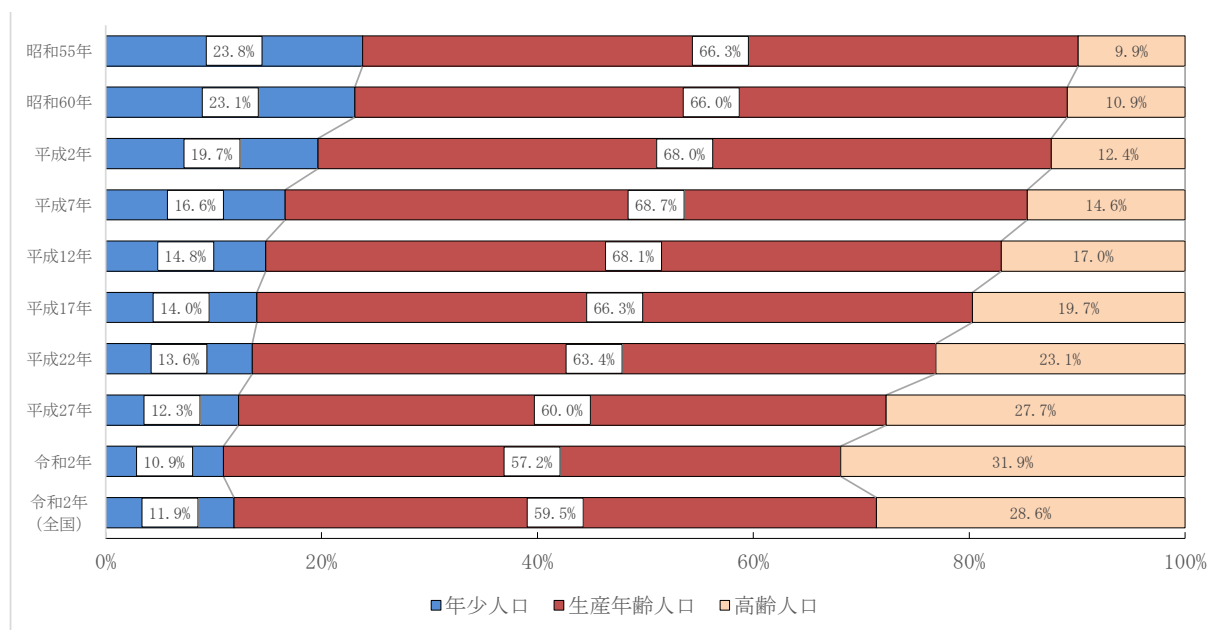


資料：国勢調査

第2節 年齢構成

新市の年齢構成は、年少人口（0～14歳人口）の割合が14.8%、生産年齢人口（15～64歳）が68.1%、高齢人口（65歳以上）が17.0%と、全国平均とほぼ同じで、少子高齢化が進んでいます（図表4中、平成12年の値）。

【図表4】年齢別人口の推移

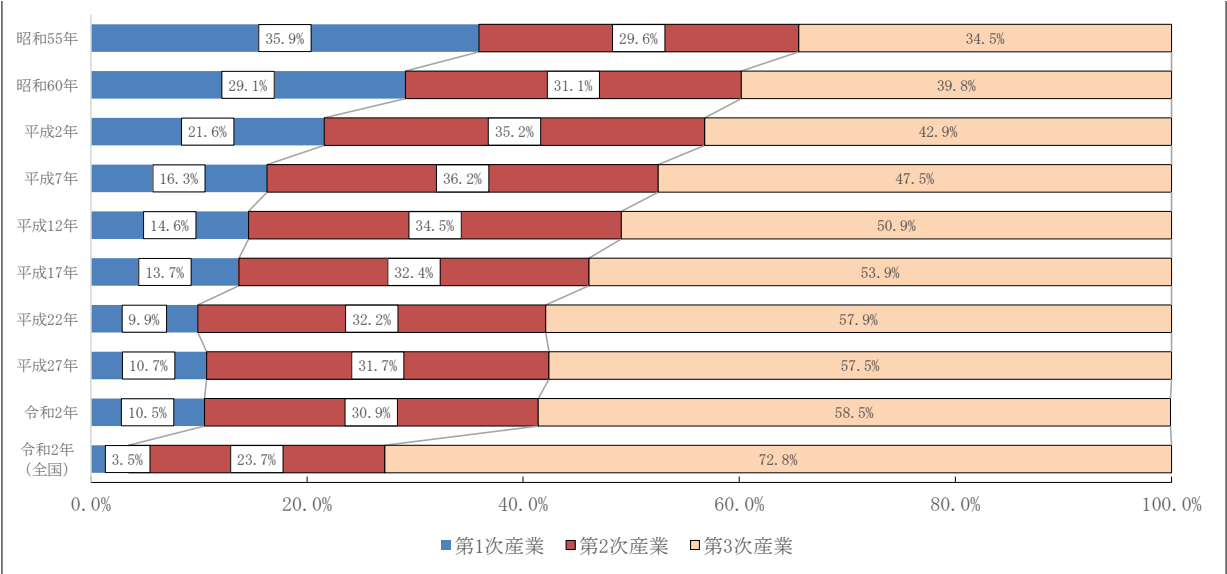


※100%調整は実施していない。
 ※年齢不詳者数を含まない。
 資料：国勢調査

第3節 就業人口

新市の就業人口は24,094人で、総人口に対する割合は53.3%となっています。産業別就業割合は、第1次産業が14.6%^(※02)、第2次産業が34.5%^(※03)、第3次産業が50.9%^(※04)となっており、全国平均と比較すると、第1次、第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっていますが、第1次産業の割合は年々減少しています（図表5、図表6中、平成12年の値）。

【図表5】産業別就業割合の推移



※100%調整は実施していない。
資料：国勢調査

【図表6】産業別就業人口の推移

(単位：人)

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和 55 年	20,362	7,294	6,022	7,018
昭和 60 年	21,247	6,181	6,592	8,438
平成 2 年	22,510	4,834	7,878	9,667
平成 7 年	24,380	3,952	8,762	11,470
平成 12 年	24,094	3,477	8,195	12,115
平成 17 年	23,250	3,153	7,466	12,404
平成 22 年	22,603	2,007	6,512	11,727
平成 27 年	21,264	2,245	6,631	12,027
令和 2 年	20,455	2,145	6,287	11,909

※産業別の就業者数及び就業割合には分類不能の産業を含まない。
資料：国勢調査

- ※02. 第1次産業：農業、林業、漁業のこと。
- ※03. 第2次産業：鉱業、建設業、製造業のこと。
- ※04. 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）のこと。

第3編 新市建設の主要課題

第 3 編 新市建設の主要課題

第 1 章 関連計画の方向性

霞ヶ浦町は、総合計画において、将来像「水の郷・みどりの里・ひとの躍動するさと」をめざすとともに、都市計画マスタープランにおいて、霞ヶ浦町らしさの象徴・まちづくりの資源として、水辺や農地、緑地などの自然環境、自然景観との調和、周辺環境への配慮を図った土地利用や都市整備の方針を掲げています。一方、千代田町は、総合計画において、将来像「ゆとりあふれるガーデンコミュニティ・ちよだ」をめざすとともに、都市計画マスタープランにおいて、自然環境との調和を図りつつ、将来の市街地整備や都市機能の形成を図っていくことを方向づけています。

両町とも、豊かな自然環境を活かしながら、調和のとれた生活環境を整備していくという点が共通するとともに、霞ヶ浦町においては「ひとの躍動する」「パワフルタウン」、千代田町においては「活力の街」「ガーデンコミュニティ」といった、住民が連帯し、活力あふれるまちをめざしていくという考え方が基調となっています。

新市では、こうした両町の関連計画の方向性を踏襲しながら、両町が培ってきたまちづくりを一体化し、新しいまちづくりを進めていくことが求められます。

【図表 7】両町の総合計画の概要

計画名称	霞ヶ浦町総合計画	第四次千代田町総合計画
計画期間	平成 9 年度～平成 18 年度	平成 8 年度～平成 17 年度
人口規模	25,000 人（18 年度）	28,000 人（17 年度）
基本理念	1 快適・安全・安心なまちづくり 2 立地と自然環境を活かしたまちづくり 3 町民と行政の共同のまちづくり	『心豊かに暮らせるまちづくり』の実現
将来像	『水の郷・みどりの里・ひとの躍動するさと・霞ヶ浦町』	『ゆとりあふれるガーデンコミュニティ・ちよだ』
施策の大綱	1 自然と調和したまちづくり 2 快適な生活環境のまちづくり 3 健康・思いやりのあるまちづくり 4 心豊かな文化のまちづくり 5 産業・地域特性を活かしたまちづくり 6 みんなで創る 21 世紀の霞ヶ浦町	1 快適なまちづくり 2 安心感のあるまちづくり 3 創造的なまちづくり 4 活力あるまちづくり 5 ふれあいのあるまちづくり

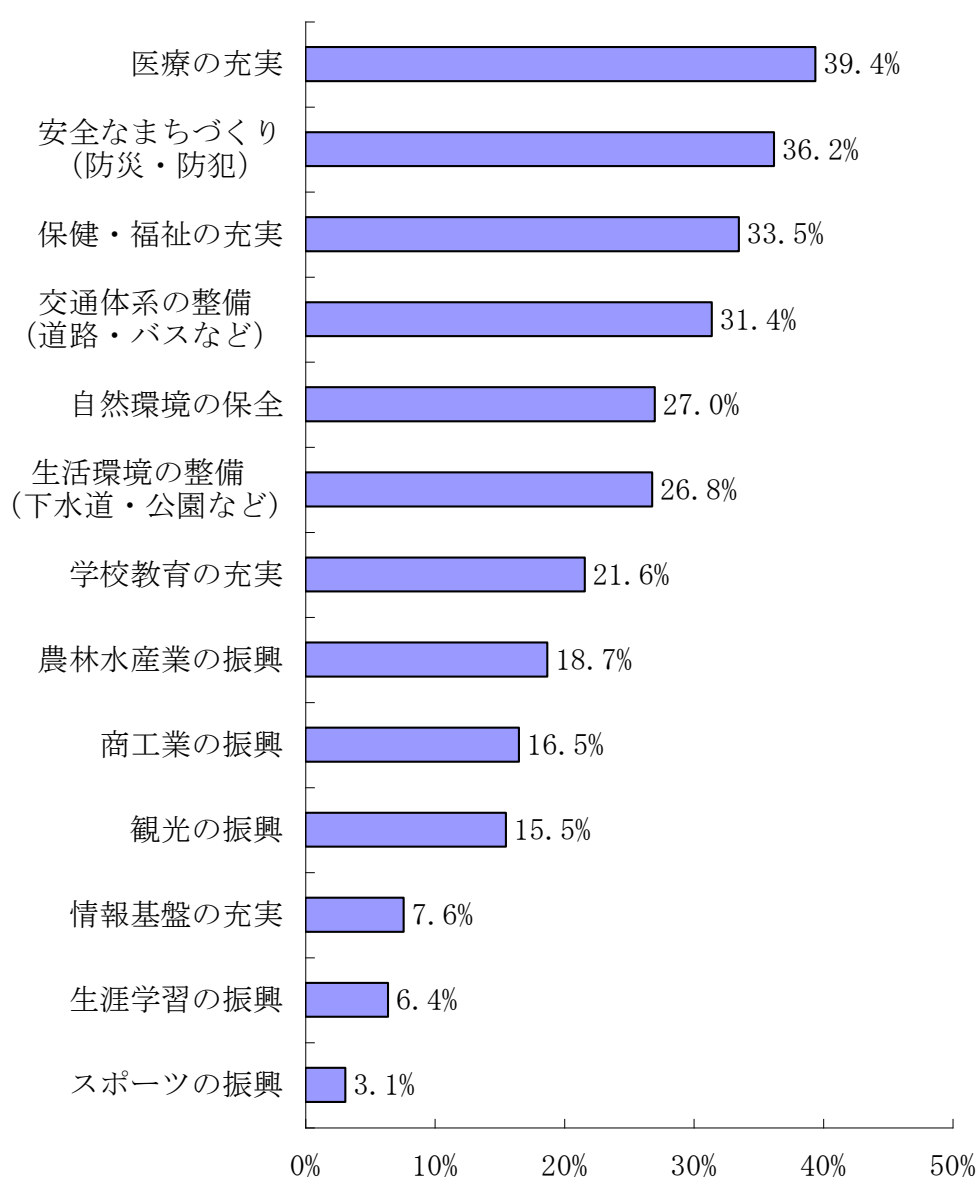
【図表 8】両町の都市計画マスタープランの概要

計画名称	霞ヶ浦町都市計画マスタープラン	千代田町都市計画マスタープラン
計画期間	平成 12 年度～平成 31 年度	平成 15 年度～平成 34 年度
人口規模	25,000 人（31 年度）	30,000 人（32 年度）
基本理念	1 人々の暮らしと産業をはぐくむまちづくり 2 豊かな自然環境と調和したまちづくり 3 快適にすこやかに住まうまちづくり 4 地域からはじめる協働のまちづくり	1 愛着と誇りを持って暮らし続けることができる都市づくり 2 暮らしの豊かさを支える活力ある都市活動を営むことができる都市づくり 3 個性的で魅力ある“千代田らしさ”の維持・継承に配慮した都市づくり 4 町民参加による都市づくり
将来像	『自然満点 パワフルタウン 霞ヶ浦町』	「“定住の街、活力の街、緑・交流の街” ・ちよだ」

第2章 住民ニーズからみた課題

「霞ヶ浦町・千代田町の新しいまちづくりに関する住民アンケート調査」によると、新市の重点施策として、「医療の充実」が39.4%と最も高く、次いで「安全なまちづくり（防災・防犯）」、「保健・福祉の充実」、「交通体系の整備（道路・バスなど）」などとなっています。また、地区別にみると、霞ヶ浦町は「医療の充実」、「農林水産業の振興」、「生活環境の整備（下水道・公園）など」が高く、千代田町では「安全なまちづくり（防災・防犯）」、「医療の充実」、「保健・福祉の充実」が高くなっています。

【図表9】新市の重点施策

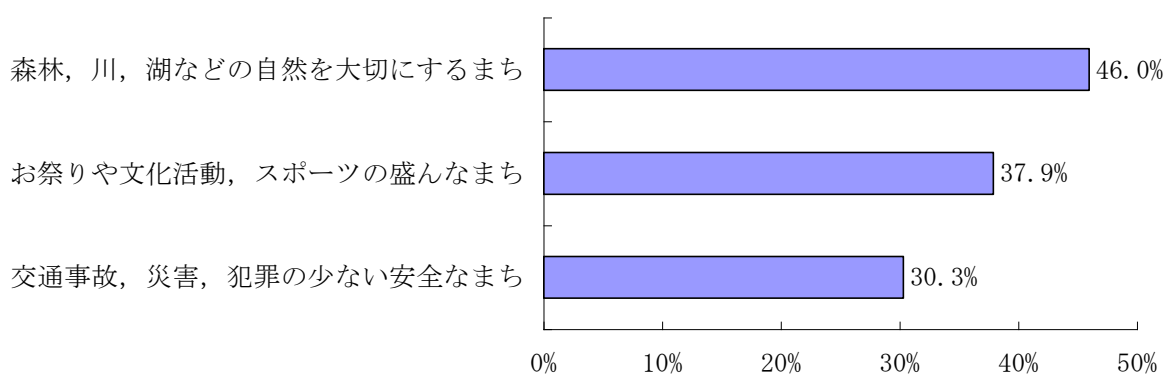


注：13 項目。回答割合は「1 番目に重視すべき施策」と「2 番目に重視すべき施策」「3 番目に重視すべき施策」の合計。

資料：霞ヶ浦町・千代田町の新しいまちづくりに関する住民アンケート調査（平成 16 年 3 月実施、回答者数＝2,425）

また、中学生が考える新市の将来像では、「森林、川、湖などの自然を大切にするまち」が最も高く、「お祭りや文化活動、スポーツの盛んなまち」、「交通事故、災害、犯罪の少ない安全なまち」が続いています。地区別にみると、霞ヶ浦町は「森林、川、湖などの自然を大切にするまち」、「インターネットなど情報基盤が整備されているまち」、「交通事故、災害、犯罪の少ない安全なまち」が高く、千代田町では「体育館、図書館、市民会館などの文化施設が充実したまち」、「お祭りや文化活動、スポーツの盛んなまち」、「森林、川、湖などの自然を大切にするまち」が高くなっています。新市では、こうした住民ニーズに沿った施策の推進が求められます。

【図表 10】 中学生が考える新市の将来像



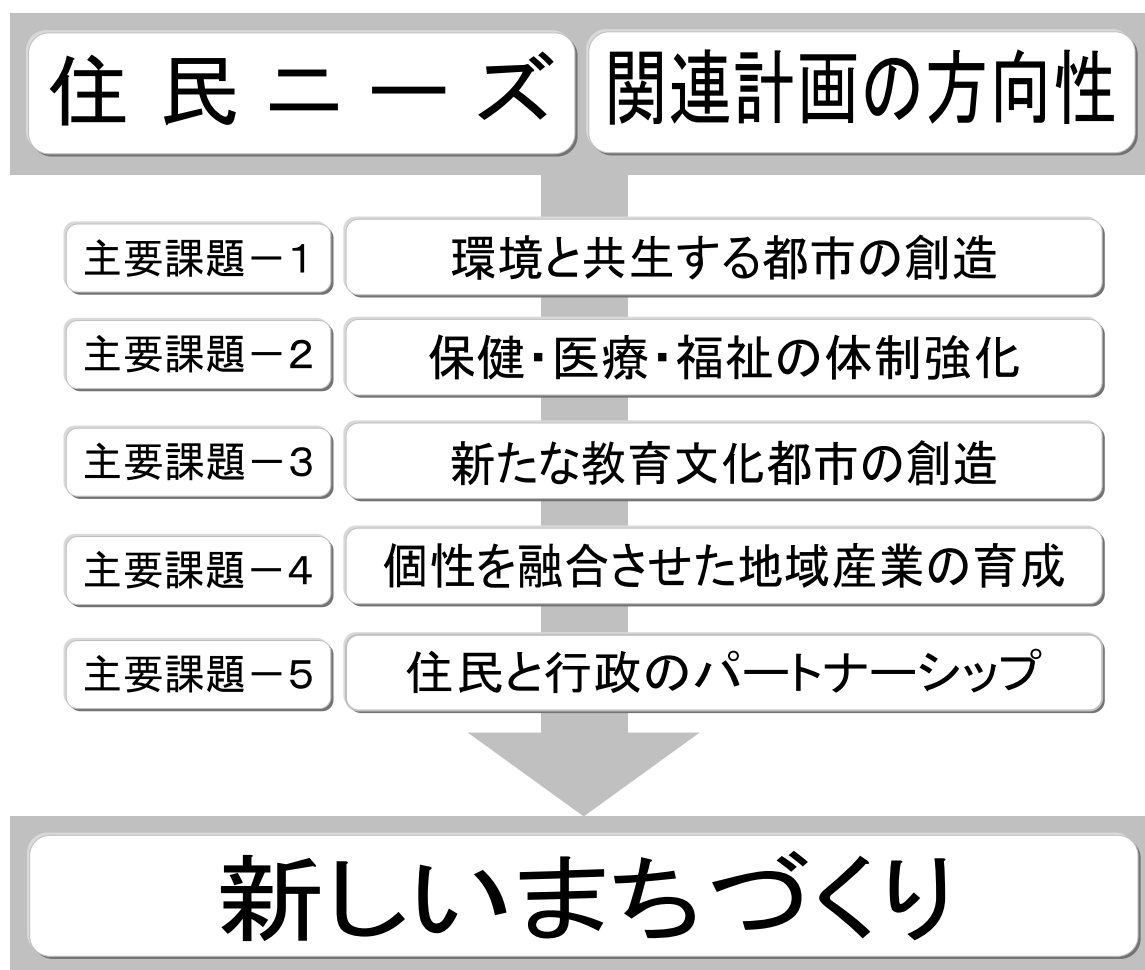
注：14 項目中の上位 3 位。回答割合は「1 番目」「2 番目」「3 番目」にあげたものの合計。

資料：霞ヶ浦町・千代田町の新しいまちづくりに関する中学生アンケート調査（平成 16 年 2 月実施、回答者数＝409）

第3章 新市建設の主要課題

合併後の新しいまちづくりは、関連計画の方向性や住民ニーズからみた課題などから、「環境と共生する都市の創造」、「保健・医療・福祉の体制強化」、「新たな教育文化都市の創造」、「個性を融合させた地域産業の育成」、「住民と行政のパートナーシップ」の5つを主要課題に、調和のとれた施策展開が求められます。

【図表 11】 5つの主要課題



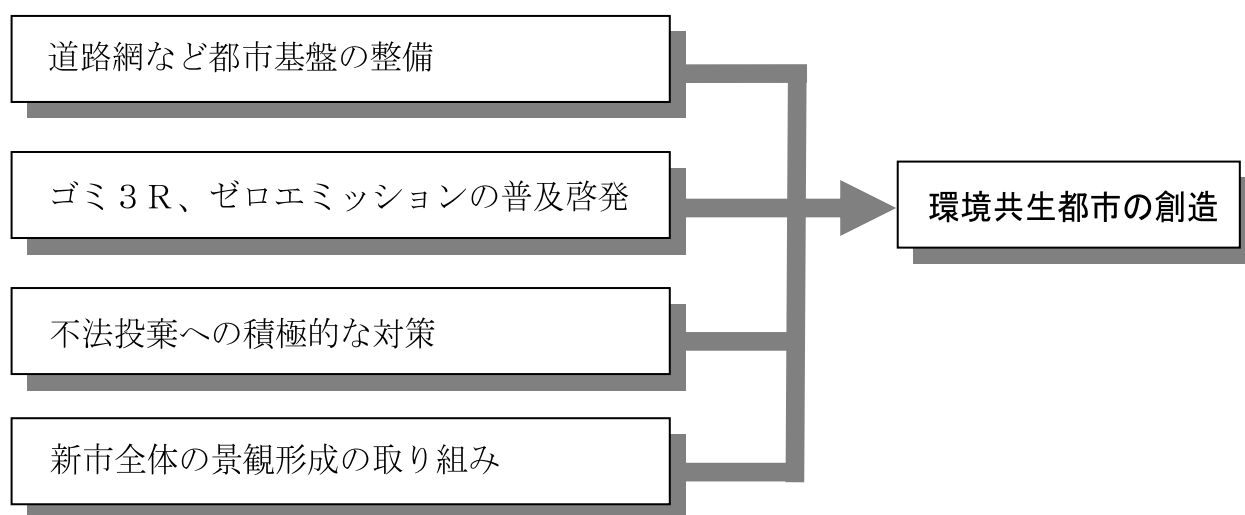
第1節 環境と共生する都市の創造

霞ヶ浦、恋瀬川などの水辺や筑波山系の里山の緑の環境をはじめ貴重な動植物などの豊かな自然は、私たちの誇りであり、かけがえのない財産です。環境問題が地球規模の広がりを見せるなか、都市としての快適な暮らしを享受しながら、住民や新市を訪れる人々にやすらぎと潤いを与える自然環境を後世に受け継いでいくことは大きな課題です。

新市では、環境保全と生活環境の向上の両面から、道路網など都市基盤の整備を図りつつ、環境の保全と回復をめざし、循環型社会の形成に向けて積極的に取り組むことが求められています。そのために、家庭におけるゴミの^(※05)3Rや事業者の^(※06)ゼロエミッションなどの普及啓発、さらにはゴミのポイ捨てや不法投棄を防止する積極的な対応が必要です。

また、霞ヶ浦沿岸や幹線道沿いの緑化や花いっぱい運動、筑波山系の里山の環境整備など住民の主体的な景観形成の取り組みを新市全体で支え、自然と共生する都市づくりを進めていく必要があります。

【図表 12】環境共生都市づくりにむけて



※05. ゴミの3R：生ゴミの堆肥化、簡易包装などによるゴミの「減量化」(reduce)、電気製品などの「再利用」(reuse)、分別収集の徹底などによる資源の「再生利用」(recycle)の3つを示す。英語のスペルがRではじまることから名づけられている。

※06. ゼロエミッション：ある産業から出る排出物を別の産業の資源（原材料）として利用することで、新たな産業連鎖を構築し、連携する産業全体としての「エミッション＝排出物」を「ゼロ」とすることをめざす考え方。1994年に国際連合大学によって提唱された。

第2節 保健・医療・福祉の体制強化

少子高齢化が進むなか、これからも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

保健分野では、生活習慣病や介護予防の重要性が高まるなか、一人ひとりの健康づくりを支援していくことや、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要となっています。

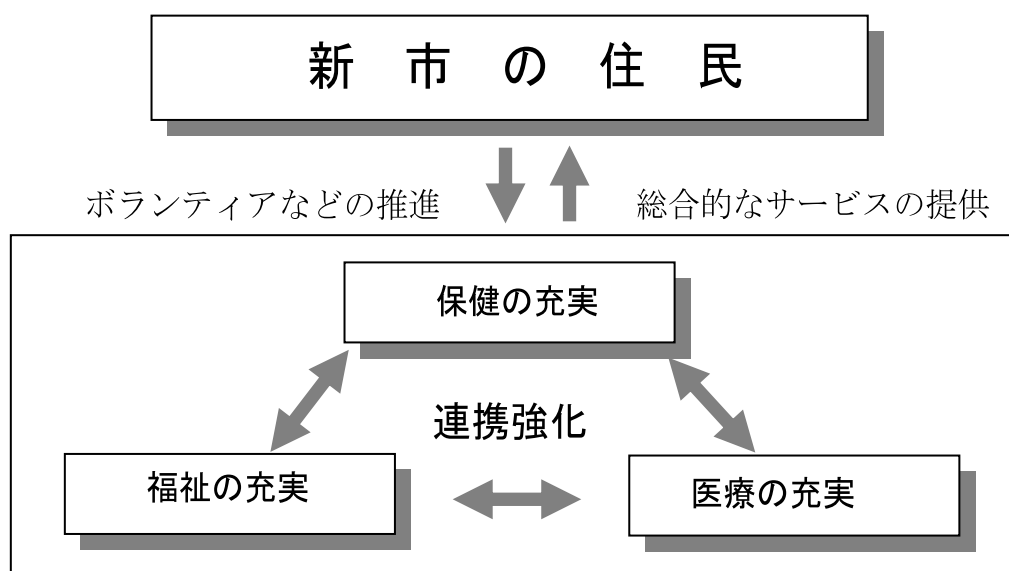
医療分野については、地域医療体制・救急医療体制の充実が望まれています。

福祉分野では、子どもたちを地域社会の中で育てるまちづくり（児童福祉）、地域で高齢者を支えるまちづくり（高齢者福祉）、障害者の社会参加の促進や地域で自立して暮らせるまちづくり（障害者福祉）などが求められています。

こうした保健・医療・福祉体制の一層の充実が求められるとともに、これらの連携強化やサービスを受けやすい環境づくりなども課題となります。

新市では、福祉事務所の設置や専門的な人材の確保・育成など、合併の効果を最大限に活用しながら、社会福祉関連機関やボランティア・NPO等との連携など、保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の構築を図り、ともに支えあうまちづくりをめざす必要があります。

【図表 13】保健・医療・福祉の体制強化にむけて



※07. NPO：民間非営利団体。Nonprofit Organization の略。「まちづくり」「障害者や高齢者の福祉」「川や森林の愛護」などを目的に、身近なところで行われている活動団体のこと。活動を行いやすくするため、法人格を取得する団体が増えてきている。

第3節 新たな教育文化都市の創造

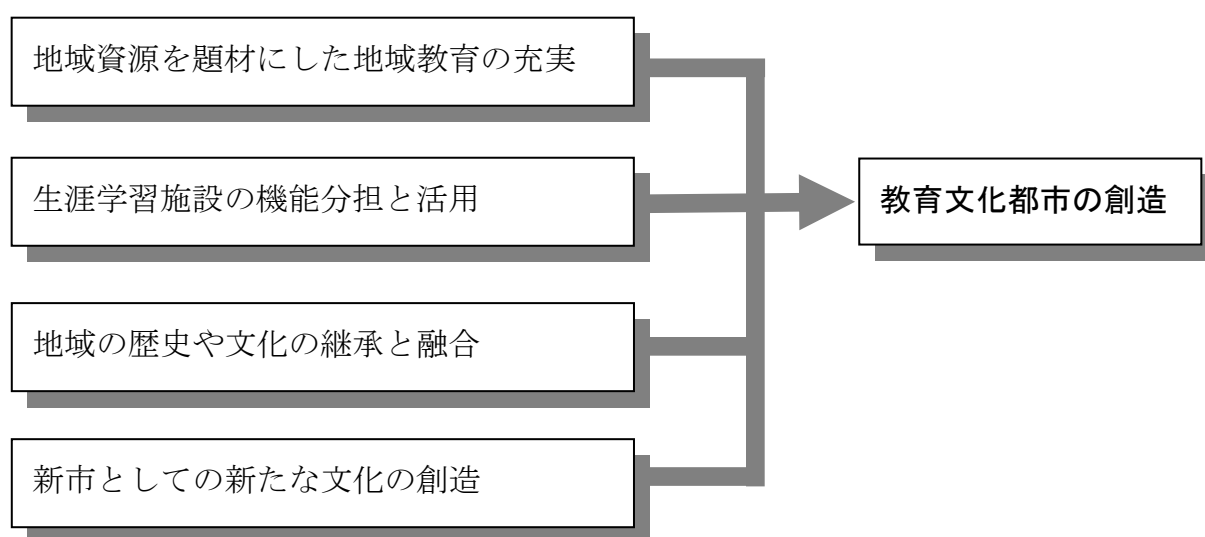
新市の発展のためには、将来を担う子どもたちの教育の充実が不可欠です。また、子どもから高齢者まで、すべての住民が生涯を通じて学び、スポーツを楽しみ、地域や全国、さらには世界の人々との交流を行い、心豊かに暮らせるまちづくりが求められています。

新市には、両町から引き継ぐ教育文化施設として図書館、資料館、公民館、働く婦人の家、勤労者体育センター、運動公園などがあります。

新市においては、こうした各種施設や設備を活用できるメリットを生かして、施設ごとに機能を見直すとともに、情報ネットワークで結び、住民の主体的な学習活動やスポーツ活動を引き続き促進することが求められます。また、『歩崎公園＝水』や『雪入ふれあいの里公園＝みどり』などでの環境学習、福祉施設での体験学習などを積極的に取り入れ、多様化する生涯学習ニーズに対応するとともに、学習成果を創造的なまちづくりに活かしていくことが求められます。

一方、貴重な文化財や住民の芸能活動、祭りなどの伝統行事が数多く受け継がれており、こうした地域の歴史や文化を後世に継承していくとともに、これまでの両町住民の文化活動の取り組みを融合させ、新たな文化創造の可能性を探りながら、新市に暮らす住民が新しい都市を誇りに思い、愛着が持てるまちづくりを進めていくことが求められています。

【図表 14】 教育文化都市づくりにむけて



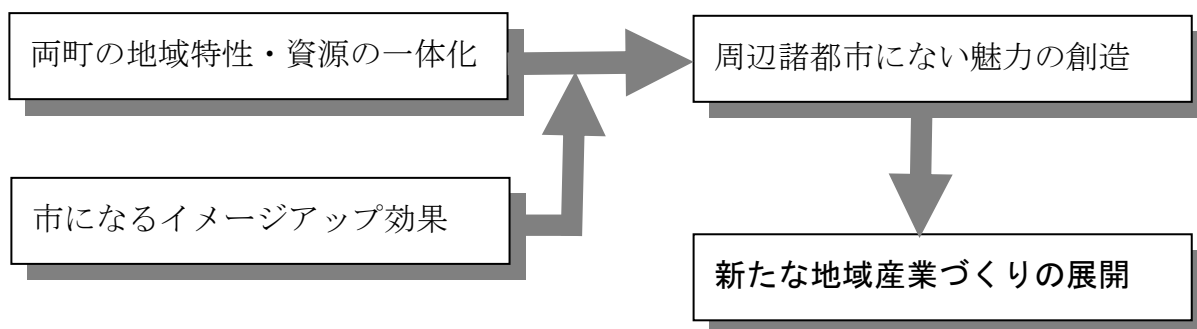
第4節 個性を融合させた地域産業の育成

新市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業など全国有数のシェアを誇る農林水産業と立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。

景気の長期低迷や産地間・国際間競争の激化、産業構造の転換が進むなかで、まちの発展と住民の豊かな暮らしを支える産業の活性化は、大きな課題です。特に、農林水産業は、従事者の高齢化や農・水産物の価格の低迷などから、厳しい状況にあります。安全な食生活へのニーズの高まりを受け、また、農林水産業が有する環境保全機能、レクリエーション機能など農業のもつ多面的機能を発揮した地域づくりを行うためにも、一層の振興を図る必要があります。

そのために、新市では、豊かな地域特性・資源を一体化しながら積極的にPRし、ブランド力の維持・強化につなげる取り組みや、常磐自動車道千代田石岡インターチェンジや千代田パーキングエリアを生かした取り組み、市になることのイメージアップ効果などにより、地域環境とマッチした新しい産業誘導、産業振興による雇用の拡大や流通の拡大に結びつけていくことが必要です。

【図表 15】新たな地域産業づくりにむけて



第5節 住民と行政のパートナーシップ

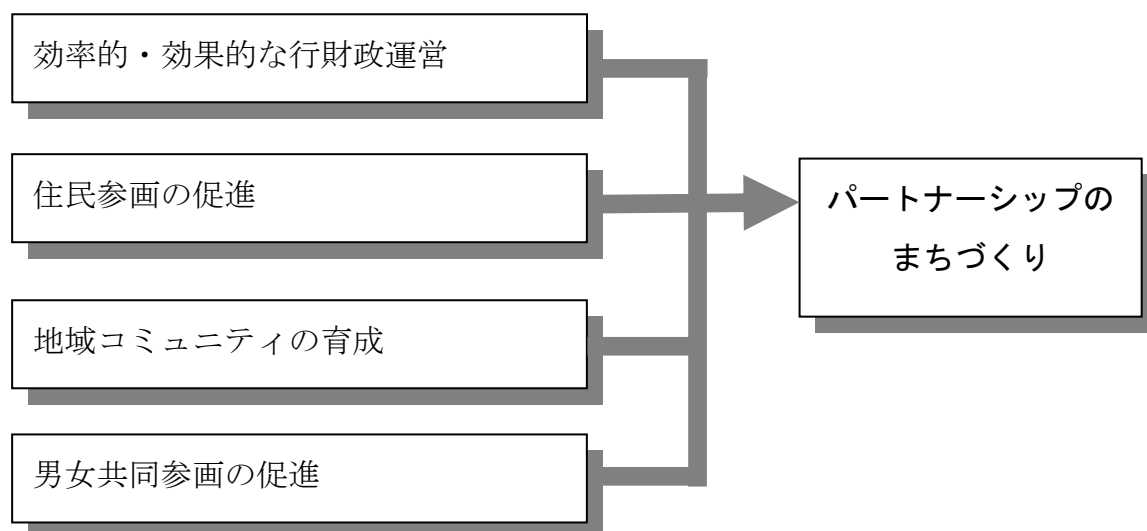
新市が夢のあるまちとなるためには、住民と行政、地域、それぞれのあらゆる場面での協働、パートナーシップのまちづくりが欠かせません。

住民と行政の協働のためには、まず、行政自身が、合併効果を最大限に活用しつつ、効率的・効果的な行財政運営を推進し、窓口サービスをはじめとする各種サービスの充実や専門化に努め、住民の期待に応えていく必要があります。そして、住民一人ひとりが、市政運営に積極的に参画するしくみづくりを図る必要があります。

地域においては、市域が広くなることを受けて、地区ごとの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図り、伝統的なコミュニティを継承していくとともに、ボランティア活動など、新たな地域づくり活動の育成を図っていく必要があります。

また、男女があらゆる活動とともに参画し、能力を発揮できる社会づくりに努めていく必要があります。

【図表 16】 パートナーシップのまちづくりにむけて



第4編 新市建設の基本方針

第4編 新市建設の基本方針

第1章 新市の将来像

秀峰筑波山に連なる色彩豊かな里山と霞ヶ浦のゆとりあふれる水辺空間—先人から受け継がれてきた美しい自然は、私たち住民のかけがえのない財産です。

新市では、こうした自然と共生しつつ、活気あふれる産業や優れた文化を育み、安心して快適に暮らせるまちをめざして、将来像を『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』と定めます。

これには、恵まれた自然を生かしながら、霞ヶ浦地域と千代田地域の特性の相乗効果により地域の発展を図るとともに、自然環境の保全や生活環境の充実、福祉の充実に努め、「みんなの笑顔があふれる元気なまち」となる願いが込められています。

この将来像の実現に向かって、すべての住民が手を取り、夢のある未来を思い描きながら、新しいまちを創造していきます。

—新市の将来像—

**『きらきら いきいき
ふれあい育む 豊かなめぐみ野』**

第2章 新市建設の基本姿勢

新市の建設を進める上では、第3編で「環境と共生する都市の創造」、「保健・医療・福祉の体制強化」、「新たな教育文化都市の創造」、「個性を融合させた地域産業の育成」、「住民と行政のパートナーシップ」の5つを主要課題として整理しました。

新市では、これら主要課題を踏まえ、合併による地域振興の効果を最大限に生かし、将来像『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』の実現に向けて、基本姿勢として「自然と調和した快適なまちづくり」、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」、「豊かな学びと創造のまちづくり」、「活力ある産業を育てるまちづくり」、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」の5つを掲げて、まちづくりを進めます。

〔将来像〕

『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』

〔5つの基本姿勢〕

自然と調和した快適なまちづくり

健やか・安心・思いやりのまちづくり

豊かな学びと創造のまちづくり

活力ある産業を育てるまちづくり

みんなでつくる連携と協働のまちづくり

みんなの笑顔があふれる元気なまち

＜基本姿勢１＞

自然と調和した快適なまちづくり

新市にある豊かな自然環境の中に、都市機能が調和した快適なまちづくりを進めます。

家庭や地域においては、環境に配慮した資源循環型の生活を推進し、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、将来にわたって大切にしていけます。

また、新しい都市の一体性や都市としての魅力を一層高めるため、道路交通ネットワークの形成や身近な生活道路の改善、交通安全施設の整備、情報通信基盤の整備など社会基盤の充実に努めるとともに、住民の主体的な環境づくりを支え、人と自然が共生する快適で安全な生活空間の形成を進めます。

＜基本姿勢２＞

健やか・安心・思いやりのまちづくり

新市のすべての住民が、健やかに、安心して、思いやりに満ちた生活ができるまちづくりを進めます。

自主的な健康づくりの推進や高齢者・障害者への自立支援、子育て環境の整備を進めるなど、住民が生涯にわたって保健・医療・福祉サービスを一体的に受けることができる体制づくりに努め、一人ひとりがお互いを見守り、地域全体で支え合う思いやりに満ちたまちづくりを進めます。

＜基本姿勢３＞

豊かな学びと創造のまちづくり

新市のすべての住民が、生涯を通じて自分自身を高めることができるよう、豊かな学びと創造のまちづくりを進めます。

地域の持つ歴史や文化を背景に、一人ひとりの個性を尊重する教育、生きる力を育む教育の充実と良好な教育環境づくりに努め、ライフサイクルにあった学習

機会を提供しゆとりある学びを実現するとともに、新たな文化を育み、住民が輝くまちづくりを進めます。

＜基本姿勢4＞

活力ある産業を育てるまちづくり

新市は、地域の特性を生かした活力ある産業を育てるまちづくりを進めます。

豊かな自然環境や恵まれた立地条件によって育まれた全国ブランドを有する農業や観光、水産業、消費者のニーズを満たす魅力ある商業、高い技術力をもつ工業を活用し、地域の特性や可能性を高め新たな需要の喚起を促すとともに、新市の資源のネットワーク化により、みんなが元気に働く、活気に満ちたまちづくりを進めます。

＜基本姿勢5＞

みんなでつくる連携と協働のまちづくり

新市の住民一人ひとりが、まちづくりの担い手として共に考え、共に行動するまちづくりを進めます。

新市では、効率的で効果的な行財政運営をめざし、自主性の高い自治体づくりや住民サービスの充実に努め、一方で、住民の行政参画を進めるなど協働のまちづくりをめざします。

また、住民と行政とが互いの役割を踏まえ、相互に連携を深めるとともに、自らが地域コミュニティを支え、地域の自立ある発展をめざします。

さらに、男女が平等な立場で共にいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現をめざします。

第3章 主要指標の見通し

1 人口

新市の人口は、過去の増減傾向から単純に推計すると、令和 12 年には 36,261 人になる見通しです。また、年齢区分ごとの人口では、年少人口や生産年齢人口はやや減少傾向で推移する一方で高齢人口が増加し、令和 12 年の高齢化率は 35% を超える見通しです（図表 17、図表 18）。

なお、平成 19 年 3 月に策定した「かすみがうら市総合計画・基本構想」では、開発動向などの考慮や種々の人口増加を図るための検討、施策等を推進することとして、まちづくりの目標とする将来人口を 46,000 人（平成 28 年）に設定しています。

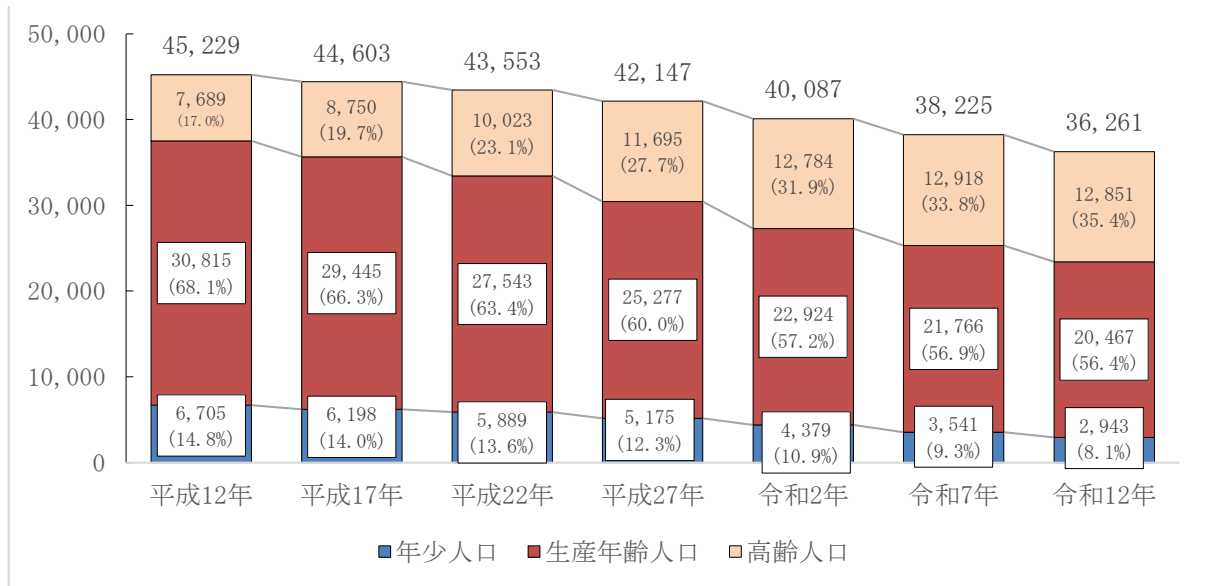
2 世帯数

新市の世帯数は、令和 12 年に 15,798 世帯になる見通しです。また、一世帯当たりの人員については今後も減少傾向にあり、令和 12 年には 2.33 人になる見通しです（図表 18）。

3 就業人口

新市の就業人口は、令和 12 年には 18,783 人になる見通しです。また、産業別就業人口の割合では、第 1 次産業・第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は横ばいの見通しです（図表 18）。

【図表 17】 将来人口の見通し



※令和2年度までは実績値。100%調整は実施していない。

【図表 18】主要指標の見通し

(単位：人、%、世帯)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総 人 口		45,229	44,603	43,553	42,147	40,087	38,225	36,261
年 齢 別 人 口	年少人口(0～14歳)	6,705	6,198	5,889	5,175	4,379	3,541	2,943
	割 合	14.8%	14.0%	13.6%	12.3%	10.9%	9.3%	8.1%
	生産年齢人口(15～64歳)	30,815	29,445	27,543	25,277	22,924	21,766	20,467
	割 合	68.1%	66.3%	63.4%	60.0%	57.2%	56.9%	56.4%
	高齢人口(65歳以上)	7,689	8,750	10,023	11,695	12,784	12,918	12,851
	割 合	17.0%	19.7%	23.1%	27.7%	31.9%	33.8%	35.4%
世帯数		14,011	14,302	14,730	15,142	15,271	15,651	15,798
一世帯当たり人員		3.23	3.12	2.96	2.78	2.63	2.48	2.33
就業者数		24,094	23,250	22,603	21,264	20,455	19,806	18,783
産 業 別	第1次産業就業者数	3,477	3,153	2,007	2,245	2,145	1,882	1,615
	割 合	14.6%	13.7%	9.9%	10.7%	10.5%	9.5%	8.6%
	第2次産業就業者数	8,195	7,466	6,512	6,631	6,287	5,961	5,503
	割 合	34.5%	32.4%	32.2%	31.7%	30.9%	30.1%	29.3%
	第3次産業就業者数	12,115	12,404	11,727	12,027	11,909	12,002	11,758
	割 合	50.9%	53.9%	57.9%	57.5%	58.5%	60.6%	62.6%

* 令和2年までは実績値(国勢調査)。令和7年からは国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」による推計値。

* 各年齢別人口は年齢不詳者数を含まない。

* 一世帯当たり人員は平成12、17、22、27、令和2年の5時点間からの減少傾向を維持するものとして、世帯数を推計した。

* 令和7年、12年の就業者数は、令和2年の15歳以上人口に対する就業者数の割合をもとに、それが一定に推移すると仮定して推計した。各産業分野の就業者数は、平成12、17、22、27、令和2年の5時点間からの就業割合の増減傾向を維持するものとして推計した。

* 産業別の就業者数及び割合には、分類不能の産業を含まない。

第4章 地域別整備の方針

新市では、地理的な要因と発展の可能性から、新市を5つのゾーンに区分し、それぞれの特性を生かした整備を進めるとともに、ゾーン内に位置づけられる各拠点の機能強化を進めます。

1 5つのゾーン

(1) 市街地形成ゾーン

新市の中央部にある市街化区域と、それに隣接する霞ヶ浦地域の市街化調整区域の一部を市街地形成ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、J R 神立駅を中心に商店や住宅、工場などが集積し、人口の集中が見られ、商工業の拠点となっており、さらなる発展をめざすものです。

そのため、神立駅周辺における区画整理事業の推進や幹線道路の整備など、都市基盤の整備に努め、人口の定着と産業の活性化を促進していきます。

また、調和のとれた都市景観の誘導、公園・緑地の整備、公共施設の拡充などにより、魅力的な都市空間の形成をめざすとともに、住民生活の利便性や安全性の向上に努めます。

(2) 霞ヶ浦田園都市ゾーン

霞ヶ浦地域の台地を霞ヶ浦田園都市ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、自然環境との共生を踏まえて、農業振興に重点的に取り組むとともに、良好な田園空間を形成する社会基盤の整備による利便性の向上を図り、ゆとりある居住空間づくりを進めます。

また、地域特性を生かした開発適地については、農村景観と適合した開発の誘導を図ります。

(3) 千代田田園都市ゾーン

市街化区域、西部地域を除く千代田地域を千代田田園都市ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、果樹栽培を中心に農業と観光の一体的な振興によるレクリエーション機能の充実とともに、田園都市としての社会基盤の整備による利便性の向上を図り、ゆとりある居住空間を整備します。

また、国道6号や千代田石岡インターチェンジ周辺では、恵まれた立地条件を生かし、流通業務や産業などの動向、ニーズの変化に対応した産業拠点の形成に向けた土地利用を促進します。

(4) 水辺交流ゾーン

霞ヶ浦地域の湖岸地域を水辺交流ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、新市のシンボルの1つである霞ヶ浦を保全・活用するため、環境保全や農業・内水面漁業の振興を図るとともに、「歩崎公園」を中心とした親水空間の整備やイベント等の充実により住民や来訪者の交流を促進します。

また、自然環境との共生を踏まえて、生活の利便性向上のため社会基盤の整備によるうるおいのある居住空間を整備します。

(5) 森林環境共生ゾーン

千代田地域の西部地域を森林環境共生ゾーンと位置づけます。

このゾーンは、森林などの自然環境の保全に努めるとともに、「雪入ふれあいの里公園」などを中心に、住民や来訪者が身近な生き物にふれ、学ぶことができる空間の創造を促進し、新市の憩いの場としての魅力向上をめざします。

2 地区拠点

(1) 行政拠点

現在の霞ヶ浦庁舎周辺と千代田庁舎周辺を行政拠点と位置づけます。

行政拠点は、霞ヶ浦地域と千代田地域の地理的中心となるとともに、保健・福祉、教育・文化施設などの公共施設が集積するため、新市全域から住民が気軽に集い、活発な交流ができるように、道路整備や情報ネットワークの増強をすすめる、商業やサービス産業の立地を誘導しながら、求心力のある拠点機能の強化を推進します。

(2) 環境保全・交流拠点

霞ヶ浦地域の歩崎公園周辺や茨城県霞ヶ浦環境科学センター周辺、富士見塚古墳公園周辺と、千代田地域の雪入ふれあいの里公園周辺や佐谷・土田地区周辺を新市における環境保全・交流の拠点と位置づけます。

環境保全・交流拠点は、水辺の観光・レクリエーションや環境学習、歴史探訪、果樹観光などで住民と来訪者が活発に交流できるように、各拠点の魅力向上を図るとともに、イベントなどを通じて連携を強化していきます。

(3) 新産業導入拠点

加茂地区と千代田石岡インターチェンジ周辺を新産業導入拠点と位置づけます。

新産業導入拠点は、霞ヶ浦田園都市ゾーンと千代田田園都市ゾーンの中でも、立地条件や土地資源に恵まれていることから、新市での産業の活性化を先導的に図るため、企業の誘導を推進します。

3 地域ネットワークづくり

新市の一体性の確立やバランスあるまちづくりを進めるため、ＪＲ神立駅を含めた市街地形成ゾーンをはじめとする５つのゾーンや、各拠点地区を有機的に結ぶネットワークづくりを進め、人やもの、文化、情報などの交流の活性化を促進します。

さらに、新市の持つ地理的な特性から、近隣の都市とのつながりを持つ広域的な交通ネットワークの形成にも努めます。

地域別整備方針図

八郷町

石岡市

森林環境共生ゾーン

環境保全・交流拠点

新産業導入拠点

千代田園都市ゾーン

行政拠点

新治村

つくば市

市街地形成ゾーン

神立

土浦市

霞ヶ浦園都市ゾーン

環境保全・交流拠点

新産業導入拠点

行政拠点

水辺交流ゾーン

環境保全・交流拠点

環境保全・交流拠点

両地域の交流軸

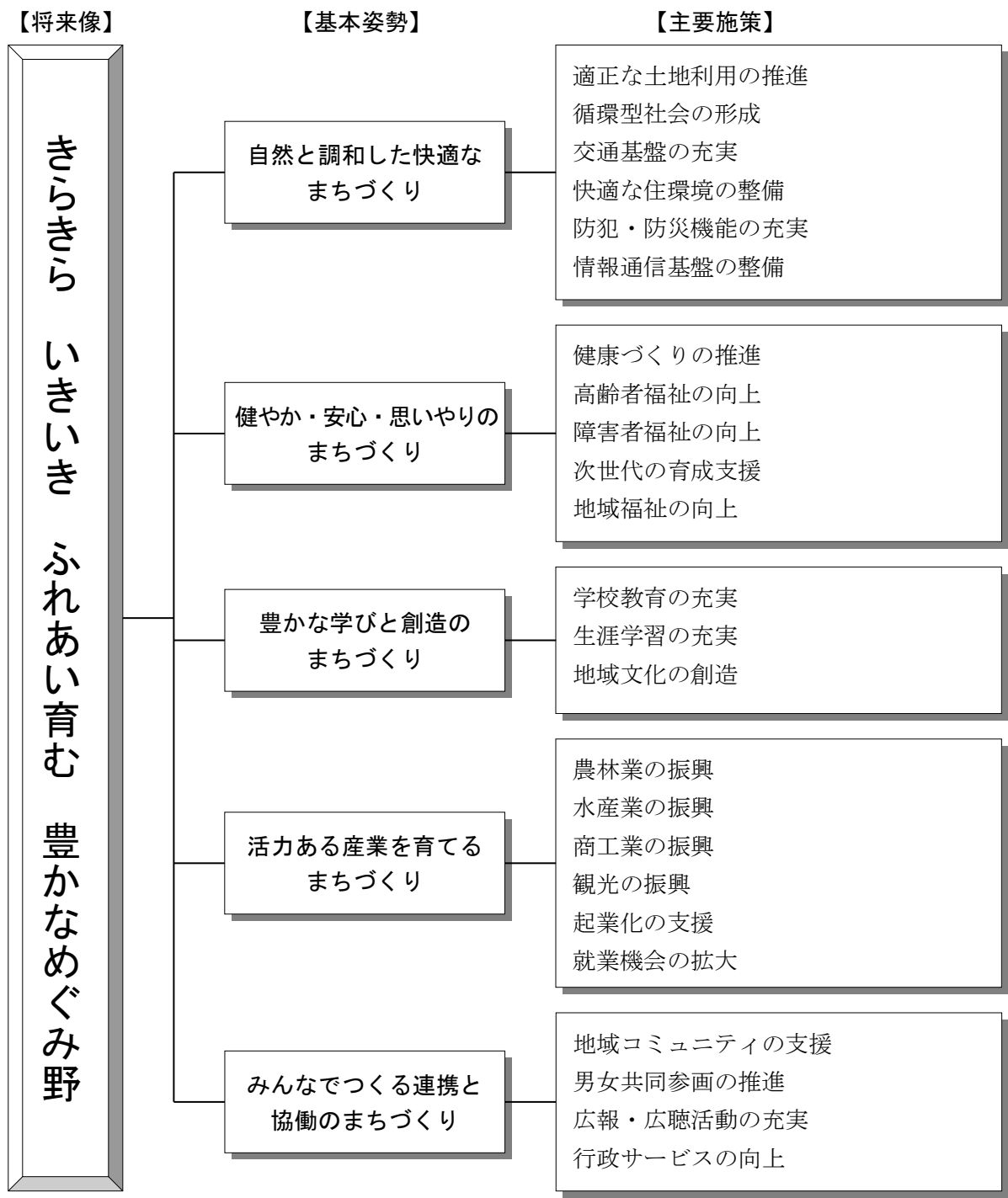
霞ヶ浦二橋の将来イメージ

第5編 分野別施策・事業

第5編 分野別施策・事業

第1章 施策の体系

将来像の実現のために、基本的な施策の体系を次のとおり構成し、総合的、計画的に施策の展開を図ります。



第2章 自然と調和した快適なまちづくり

1 適正な土地利用の推進

自然環境と都市環境が調和したまちづくりを推進するため、国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画などに基づく土地利用の調整を図り、無秩序な開発や宅地化を抑制し、長期的な視野に立った適正な土地利用に努めます。

また、都市機能の充実や計画的なまちづくりを行うため、都市施設の配置や市街化区域と市街化調整区域の見直し検討を含め、地域の実情に合わせた都市計画を推進します。

2 循環型社会の形成

住民や新市を訪れる人々にやすらぎと潤いを与える自然環境を保全・活用し、後世に伝えていくため、自然環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、循環型社会をめざし、資源の有効利用などを促進します。

- 「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」や「雪入ふれあいの里公園」などを活用した環境学習を推進することにより、住民の環境への関心を高め、住民と行政が一体となり積極的に環境保全に取り組みます。
- 循環型社会の形成のため、『ゴミの3R』（減量(reduce)・再使用(reuse)・再生利用(recycle))や事業者のゼロエミッションの普及・啓発に努めます。
- ゴミの不法投棄などを防止するため、地域住民などによる監視体制の強化を図るとともに、住民の自主的な美化活動・緑化活動を促進します。
- 生活環境の改善及び霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化のため、公共下水道の整備などの生活排水対策とともに、国、県、住民などとの連携により、浄化運動を推進します。また、国や関係機関と連携し、湖岸のヨシ原や砂浜などの修復を促進します。

3 交通基盤の充実

新市の一体性の確保や住民の交流を促進するため、道路網や公共交通機関などの交通基盤の整備を進めます。

- 新市と周辺都市、さらには高速道路や茨城空港等の基幹的な交通ネットワークへのアクセスの確保を図るため、国道や県道などの整備を促進し、広域的な幹線道路ネットワークを形成します。
- 広域幹線道路と新市の各拠点や各集落を結ぶ道路ネットワークを拡充し、住民の交流の促進や生活の利便性の向上を図ります。
- 住民の利便性の向上を図るため、生活道路の整備を推進します。
- 歩行者や自転車なども安全で快適に通行できる環境を確保するため、歩道やカーブミラーなど、交通安全施設の充実に努めます。
- 公共交通機関については、将来の公共交通の維持、利便性向上を図るため、自動運転技術の導入に向けた環境づくりを進めるとともに、ＪＲ神立駅を拠点とする公共交通のネットワーク形成を図ります。

4 快適な住環境の整備

緑や水辺の環境と居住空間の調和を図り、快適に生活できる住環境の整備を推進します。

- 歴史的景観の残る街なみの保全や平地林などの緑を、住民との共同参画のもとで保全するとともに、景観に配慮した住宅地整備の誘導を推進します。

また、必要に応じて景観マスタープランの策定や、建築協定などの導入を検討します。

- 都市計画マスタープランなどに基づき、土地区画整理事業などにより、適正な都市施設の配置に努めます。

また、農村地域の適切な宅地化に向けて、地区計画制度や優良田園住宅事業などの活用に努めます。

- 神立駅周辺については、関係機関との連携のもと、商業機能や交流機能を備えたにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- 安全な水の安定供給を図るため、水源の確保や水道施設の整備、給水体制の充実を図ります。
- 公共下水道事業などの推進や加入促進を行うとともに、高度処理型浄化槽の普及を促進し、地域の特性に応じた、快適で清潔な居住環境の確保に努めます。
- 人にやさしいまちづくりを進めるため、道路や公共施設の整備にあたっては、^(※08)バリアフリー、^(※09)ユニバーサルデザインの導入に努めます。
- 霞ヶ浦地域と千代田地域それぞれに共同利用している火葬場については、地域性を考慮し現行の広域事業として関係自治体と連携を図り、円滑な運営と老朽化・狭隘化解消のための整備促進に努めます。

5 防犯・防災機能の充実

万一の災害に対する万全な安全対策や犯罪防止対策、交通安全対策を確立し、安全で安心できる住民生活の確保を図ります。

- 火災や救急、地震、台風などに備えた地域防災計画を策定し、行政と地域住民が一体となった防災対策の充実を図ります。
- 国土強靱化地域計画に基づき、消防施設や防災活動拠点の充実、地域防災無線の整備などの消防・防災体制の強化を図るとともに、避難路や避難所、飲料水の確保など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 地域における防災力を強化するため、消防団や自主防災組織の充実を図り、住民の防災意識の高揚に努めます。
- 多様化する犯罪を未然に防止するため、地域住民や警察、行政などの連携を密にし、地域が一体となった防犯活動を促進します。

また、防犯対策の拠点となる警察施設の設置について要望します。

- 街路灯や防犯灯の整備、管理などにより、通学路や公園などの夜間の安全を確保し、犯罪の起きにくい環境づくりを推進します。
- 交通安全協会や関係団体との連携により、交通安全運動や交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

6 情報通信基盤の整備

年々進歩する情報技術と情報ニーズに対応し、住民が高度情報化社会における利便性を享受できるよう、情報通信基盤の整備を促進します。

- 地域間の情報通信格差を是正し、すべての住民が高度な情報通信を利用しやすい環境を整えるため、情報通信基盤の整備の促進に努めます。
- 小・中学校や公共施設を結ぶ地域イントラネット網^(※10)を整備し、住民の生涯学習活動や交流活動の充実を図るとともに、その情報基盤と各家庭や個人の携帯電話などを結ぶ、新たな行政サービスの展開を検討します。
- 電話番号の市外局番の統合を促進します。

施 策 名	主 要 事 業
適正な土地利用の推進	都市計画マスタープラン策定 都市計画図作成事業
循環型社会の形成	環境保全対策事業 ごみ減量対策事業 環境美化推進事業 花のあるまちづくり事業 霞ヶ浦水質浄化対策事業
交通基盤の充実	幹線市道整備事業（合併特例債第2号） 幹線市道整備事業（合併特例債第3号） 幹線市道整備事業（合併特例債第4号） 幹線市道整備事業（五輪堂橋架け替え事業） 幹線市道整備事業 街路整備事業（都市計画道路神立停車場線） 生活道路整備事業

	交通安全施設整備事業 コミュニティバス整備・運行事業 道路維持管理事業
快適な住環境の整備	神立駅周辺整備事業 水道施設統合事業 公園等維持管理事業 駐車・駐輪場管理事業 上水道事業 公共下水道事業 農業集落排水事業 浄化槽設置整備事業 環境衛生対策事業 石岡地方斎場建設事業
防犯・防災機能の充実	地域防災対策事業 消防・防災施設整備事業 消防体制強化事業 地域防災無線整備事業 地域消防力強化事業 交通安全教育推進事業 河川管理事業
情報通信基盤の整備	電子自治体整備事業

※08. バリアフリー：生活や活動に不便な障害（バリア）を取り除くこと。

※09. ユニバーサルデザイン：障害（バリア）が無いように始めから考慮して、すべての人が使いやすく、楽しみやすくデザインすること。

※10. イン트라ネット：インターネットのオープンな手法、ソフトを使って、限られた組織やエリア内の情報ネットワークを結ぶシステムをいう。インターネットはその仕様、手法がオープンであり、また価格性、簡易性に優れているため、こうした閉鎖的な情報ネットワークの構築でも有益である。地域イントラネットとは、公共的な団体などが対象地域内の情報ネットワークをインターネットを用いて結ぶこと。

第3章 健やか・安心・思いやりのまちづくり

1 健康づくりの推進

住民が充実した生活を送るためには、心身の健康の維持・増進が大切です。そのため、住民の健康づくりを積極的に支援するとともに、適切な医療を受けられる体制の検討を進めます。特に、増えつつける医療費の負担軽減のため、医療施設などと連携して、予防医療活動や健康増進を推進します。

- 住民の健康づくりを積極的に支援するため、新市の健康増進計画を策定し、計画に基づく各種の健康づくり事業を推進します。
- 住民の健康に対する意識を高め、生活習慣を見つめなおすため、健康まつりや健康教室・心の相談等を開催し、健康への自主的な取り組みを支援します。また、疾病者・健診結果要指導者・障害者・子育て中の親に対する相談や指導を行います。
- 各種がん検診や健康診査、栄養指導、予防接種などの保健予防事業や母子保健事業の充実に努めるとともに、生活習慣の改善を促すことで、疾病の予防、早期発見に努め早期治療を啓発していきます。
- 住民の健康情報に関するデータベース化を進めるとともに、住民の健康づくりの拠点として保健センター機能の拡充・強化を図ります。
- 住民が適切な医療を受けることができるよう、夜間・休日の医療体制の確保と救急医療体制の充実に努めるとともに、医療機関への通院のための交通手段の確保に努めます。また、周辺地域の医療機関との一層の連携強化に努めるとともに、医療機関の誘致を図ります。
- 疾病予防や介護予防の取り組みと医療給付の適正化などを図るため、国民健康保険に対する理解を求め、住民意識の高揚を促進します。また、国民健康保険税の完納の啓発・普及に努め、保険財政の安定化へ結び付けます。

2 高齢者福祉の向上

高齢社会の到来に向け、地域が一体となって、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもち、自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

- 高齢者の総合的な福祉施策を推進するため、新市における「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」の策定を進めます。
- できる限り健康で自立した生活が送れるよう、介護予防や健康づくりへの支援を行うとともに、在宅介護支援センターの機能強化や適正な介護サービスの提供とサービス内容の充実などを進め、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活性化などを図るとともに、さまざまな行事への参加による地域間・世代間交流の充実などの生きがいづくりを支援します。

3 障害者福祉の向上

障害者が、住み慣れた家庭や地域の中で、その能力を最大限に発揮して、自立した生活を送ることができるような環境の整備を進めます。また、個々のニーズを的確に把握し、必要とされるサービスを提供する体制の構築を進めていきます。

- それぞれの生活に合わせた福祉サービスの充実のため、障害者支援費制度の円滑な運営に努めます。
- 精神障害者及び難病患者への支援を進めます。
- 障害者の自立を支援するため、補装具・日常生活用具の給付や住宅改修助成などを拡充するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備などを推進します。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害児教育の充実や福祉作業所（障害者ワークス事業）の運営などを通して、社会的な自立を支援します。

また、茨城県南部障害者雇用支援センターやハローワークなどとの連携を強化し、雇用機会の拡充を図ります。

4 次世代の育成支援

子どもを産み、育てることに対する悩みや不安の解消を図るとともに、地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めます。

- 多様な保育ニーズに応じた保育内容の充実や保育所の整備に努めます。また、児童館や学校施設、地域コミュニティ施設などを活用した地域での子育て支援機能の拡充を推進します。
- 子どもを産み、育てることに関する情報の提供や相談業務、交流を支援する窓口の設置を進めます。
- 地域コミュニティと児童館、学校及び地域医療機関、行政が連携した総合的な子育て支援・児童相談体制づくりを推進します。

5 地域福祉の向上

すべての住民が、思いやりを持ってお互いを見守り、支え合うまちづくりを進めます。

- 保健・福祉・医療が連携した総合的な体制整備を図るとともに、福祉関連組織やボランティア等の育成に努めます。
また、地域福祉の主導的な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化し、県独自の施策である地域ケアシステム推進事業の強化を図ります。
- 住民が主体的に行う地域福祉活動を支援します。
- 民生委員や関係機関と連携を図りながら、生活保護制度の適正な運用と生活相談などによる自立の促進に努めます。

施 策 名	主 要 事 業
健康づくりの推進	健康づくり推進事業 保健予防推進事業 母子保健推進事業 休日・夜間救急医療対策事業
高齢者福祉の向上	介護保険事業 高齢者健康づくり推進事業 介護予防・地域支え合い事業 心配ごと相談事業 高齢者施設入所事業 在宅介護支援センター運営事業 高齢者生きがい対策事業
障害者福祉の向上	障害者支援費制度推進事業 精神障害者支援事業 難病患者支援事業 障害者自立支援事業 障害者社会参加促進事業
次世代の育成支援	統合保育所整備事業（霞ヶ浦第1） 統合保育所整備事業（霞ヶ浦第2） 保育体制強化事業 児童館管理運営事業 児童館整備管理事業 放課後児童健全育成事業 子育て支援センター管理運営事業 乳幼児医療費扶助 地域子育て力強化事業
地域福祉の向上	福祉センター整備事業 福祉館管理運営事業 地域福祉推進事業 福祉バス運行事業

第4章 豊かな学びと創造のまちづくり

1 学校教育の充実

個性の伸長を図り豊かな心を持った子どもたちを育成するために、基礎・基本が身につく、自ら学び、考える力を育成する学校教育の充実を図ります。

- 子どもたちに生きる力を育むことをめざし、自ら学び考える力の育成を図るとともに、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めます。また、情報化や国際化など、新しい時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- 新市の自然環境を活用した環境教育や、福祉施設などでの社会体験を総合的な学習に取り入れ、郷土を愛する心や人を思いやる心を育みます。また、地域社会における交流機会の創出や社会体験活動の充実など、地域が一体となって子どもたちの育成に取り組めます。
- 教育に関する相談事業の実施など、親や子が気軽に悩みを相談できる体制を充実し、いじめや不登校などの未然防止と解決を図ります。
- 校舎やプールなどの学校施設については、児童数や生徒数の動向に応じた適正規模化の推進、老朽度や耐震診断結果を踏まえた計画的な整備・充実を図ります。

2 生涯学習の充実

すべての住民が生涯を通じて、自分自身を高めることができるよう、年代やライフスタイルに応じて、学び、楽しむことのできる機会の充実、支援を図ります。

- 生涯学習講座やスポーツ教室など、生涯学習プログラムの充実により、学習機会の創出を図るとともに、サークル活動などの住民の自主的な活動を支援します。

- 学習ニーズへの対応や学習成果の活用を促進するため、関係機関や団体との連携による生涯学習情報のネットワーク化、ボランティア人材の養成・確保などに努めます。
- 住民が自ら行う生涯学習の拠点として、住民ニーズと地域特性を踏まえた施設などの整備・充実を推進するとともに、社会教育に携わる職員の研修を充実し、資質や指導力の向上を図るなど、学習環境の充実に努めます。

3 地域文化の創造

地域が育んできた文化の保存・継承活動を推進するとともに、これらの伝統と環境を生かした新たな地域文化の創造と振興を図ります。

- 文化財などに代表される歴史的資源については、顕彰や保護に努めるとともに、地域づくりや生涯学習の素材として活用することによって、郷土の歴史に対する理解を高めます。
- 各集落のまつりなどの民俗芸能・伝統行事の継承や、住民による芸術・文化活動を支援し、地域文化の継承と新たな文化の創造を図ります。
- 住民の文化活動の発表や鑑賞の機会を提供するとともに、文化交流を促進するため、住民や来訪者が集い、交流する場となるイベント等の充実に努めます。

施 策 名	主 要 事 業
学校教育の充実	志筑小学校移転整備事業 小中学校環境整備事業 学校施設整備事業 学校施設耐震促進事業 学校施設統合環境整備事業 学校施設大規模改造事業 学校評議員制度導入事業 幼稚園就園支援事業 教育活動指導員設置事業 学力向上対策事業

	介助員設置事業 英語指導助手配置事業 家庭教育学級開催事業 少年のつばさ派遣事業 特色ある学校づくり事業 教育相談員設置事業 心の教育相談員設置事業 地域間交流事業
生涯学習の充実	生涯学習振興事業 生涯スポーツ振興事業 青少年健全育成事業 公民館管理運営事業 生涯学習施設管理運営事業 生涯スポーツ施設管理運営事業
地域文化の創造	生涯学習振興事業 文化財保護事業 文化振興事業

第5章 活力ある産業を育てるまちづくり

1 農林業の振興

農林業生産基盤の整備や生産施設の整備を推進し、担い手の育成・確保と農地の持つ多面的機能を維持し保全に努めます。また、安全・安心な農畜産物及び特用林産物の生産に努め、付加価値をつけた特産品の開発と技術の進展に対応した取り組みを支援します。

- 農業の生産性の向上や農業経営の安定化を図り、活力ある農業を振興するため、田・畑の基盤整備や農道の整備など、地域の特性に応じた農業生産基盤の確立を計画的に推進します。
- 意欲ある農業経営の後継者や担い手の育成・確保に努めるとともに、農地の流動化による集積を進め、経営規模の拡大や法人化を含めた経営の合理化など、経営改善への取り組みを推進します。また、就農希望者に対しては、適切な指導や情報の提供に努めます。
- 新市の特産品である梨やナス、キュウリ、レンコンなどのブランド化や高付加価値化、また、有機農業や無農薬・減農薬農業などの安全・安心な農産物の生産の推進、さらに、新品種の推奨や少量多品種による生産、売れるものづくりを進め、安定した生産性の確保と販売力の強化を促進します。
- 農業の持つレクリエーション機能を活用し、観光農園などと連携したグリーンツーリズム^(※11)の展開を図るとともに、新鮮な農産物を販売する直売所の活用や、地元農産物の学校給食への利用などによる地産地消を推進し、魅力ある農業経営の実現をめざします。
- 森林の持つ国土保全や水源かん養などの公益的機能を維持するとともに、環境学習の拠点としての活用を図るため、森林の育成と整備、林道の整備などを推進します。

2 水産業の振興

霞ヶ浦は、新市の魅力を創出する優れた資源であり、そこで営まれる水産業は、産業としての位置付けのほかに観光的な要素も合わせ持つことから、新市の特徴的な産業の1つとして振興を進めます。

- ワカサギふ化放流事業や外来魚駆除事業などにより水産資源の増大を図り、長期的展望のもとに、水産業経営の安定化を促進します。
- 水産加工品は、従来の加工品に加え、新市及び霞ヶ浦の特産品としてブランド化の開発を進め、新しい販売方法の研究や販売体制の強化を促進します。
- ブルーツーリズム^(※12)のニーズが高まる中で、果樹観光農業とのネットワークや加工の見学、漁業体験などによる水産観光を推進します。

3 商工業の振興

魅力ある商業環境の整備や高度情報通信技術の活用などにより、多様化する消費者ニーズに対応した商工業の振興を図るとともに、商工団体等と連携し、消費者への情報発信やイベントなどを通じ、地域製品の消費拡大を推進します。

- 多くの小売業が集積する神立駅周辺については、街路や駐車場等の都市施設の整備などにより、住民の身近な存在である商店街の活性化を推進します。
- 商工業の活性化を図るため、商工会など関係機関と連携し、多様化する消費者ニーズや高度情報化にいち早く対応できる事業の展開を支援します。
- 大型店の出店や企業の誘致にあたっては、周辺地域の生活環境に十分配慮した適正な立地を推進します。
- 魅力ある地域製品の消費拡大を図るため、地元商工業の情報発信に努めるとともに、地域特性を生かした加工品等の開発を支援します。
- 新市の商工業者と住民の交流の場として、商工会との連携による産業祭などを開催し、地元企業に対する理解を高めるとともに、地域製品の消費拡大を促

進します。

- 商品や販売方法、サービスの形態が多様化するなか、消費者が安心して消費生活を営めるよう、情報提供や相談体制づくりを進めます。

4 観光の振興

体験志向や本物志向など、近年の多様化する観光ニーズに対応した観光の振興を図るため、新市の自然環境や農林水産業、生活、文化といった地域資源を活用し、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの展開による観光交流空間の形成を推進します。

- 全国的にも屈指の観光資源である果樹観光や、霞ヶ浦をはじめとした自然環境などの地域資源のネットワーク化により、来訪者の回遊性を高め、首都圏から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとしての魅力を向上し、地域のブランド化を図ります。
- 新市や周辺地域の情報発信基地としての役割の強化や、地域資源を活用した体験型の観光プログラムの提供、加工品や特産物等の展示販売などを行う施設の整備、また、主要な観光資源である「歩崎公園」や「雪入ふれあいの里公園」の機能の充実により、観光拠点としての総合的な魅力の向上を図ります。
- 観光協会など関係団体等との連携により、「見る観光」や「体験する観光」など、来訪者それぞれのニーズに対応した観光交流プログラムを構築するとともに、地域住民の「おもてなしの心」を育み、来訪者と地域住民の交流を促進し、観光を通じた地域の活性化を図ります。
- 来訪者や住民が気軽に集い、交流する場として、シンボリックな観光イベントの創出と定着により、新市のイメージを広く発信し、交流人口の拡大を図ります。
- 「歩崎公園」や「雪入ふれあいの里公園」周辺等を拠点とした環境学習を推進するために、教育機関などとの連携により、小中学生等を対象とした学習旅

行の誘致に努めます。

- 旅行会社や関係団体等との連携やインターネット等の活用により、新市の観光情報を広く発信するとともに、「ふるさと市民」などの制度を設け定期的な情報発信を行うほか、顧客満足度の向上に努めるなど、繰り返し訪れていただける体制の整備を推進します。

5 起業化の支援

霞ヶ浦地域と千代田地域の個性を生かしながら、農林水産業と商工観光業の特性を活用した新たな産業の創出と起業化を支援し、産業の活性化を図ります。

- 新市は、全国ブランドの農水産資源に恵まれていることや、市内や近隣都市に優れた技術をもつ企業や研究開発機関が多く立地することから、産・学・官が連携し、今後、成長が期待される自然環境関連などの起業化や新分野進出への支援を推進します。
- 農水産物の新たな加工品の開発や環境関連産業、介護に代表される生活密着型のサービス、情報通信関連産業など、成長の可能性が高い分野の育成を推進します。
- 新市の持つ豊かな自然や高い技術力に裏打ちされた「生産」、「加工」、「販売」、「体験」、「サービス」、「消費」などが一体化した新たな分野の産業を創造するとともに、需要の喚起と消費の拡大を図り、産業の活発化を誘導します。

6 就業機会の拡大

少子高齢社会の進展により労働力の構成の変化が見込まれることから、働く意欲のある人たちの就業機会の拡大に努めます。

- 地場産業の活性化、観光の振興など、産業振興による魅力ある雇用の創出を促進します。

- 働く意欲のある高齢者が、豊かな知識と技術を生かして就業できるよう、事業者への啓発に努めるとともに、企業の積極的な高齢者雇用を奨励する制度や、そうした企業と就業希望者をコーディネート^(※13)する制度の創設を検討します。
- 働く意欲と能力を有する障害者が、その適性と能力に応じ、働けるような社会の実現をめざし、法定雇用率^(※14)の達成に向けて障害者雇用率制度を適正に運用するとともに、企業の積極的な取り組みを促進します。

施 策 名	主 要 事 業
農林業の振興	農業基盤整備事業 果樹産地推進対策事業 農業用プラスチック適正処理事業 有害鳥獣被害防除対策事業 農業経営対策事業 畜産振興事業 園芸振興事業 土地改良区運営促進事業 銘柄産地育成推進事業 農産品消費拡大事業 林業振興事業 林道整備事業
水産業の振興	水産業振興事業 水産品消費拡大事業
商工業の振興	商工振興事業 消費者行政推進事業
観光の振興	観光施設整備事業 観光振興事業 観光イベント開催事業 観光ネットワークづくり事業
起業化の支援	起業化支援事業 新産業の創出
就業機会の拡大	高齢者就業促進事業 障害者就業促進事業 就労環境の整備

※11. グリーンツーリズム：緑豊かな農業地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※12. ブルーツーリズム：漁業地域・海岸地域で行われる滞在型の余暇活動で、緑を意味する「グリーン」と対比させる形で、水を意味する「ブルー」を用いている。

※13. コーディネート：調整する、統合させる。各部分の調整をはかって、全体がうまくいくように整えること。

※14. 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共

団体の機関について、その雇用している労働者中に占める身体障害者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

第6章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり

1 地域コミュニティの支援

新市では、従来から育まれてきた良好なコミュニティの維持や、市街地などにおけるコミュニティの育成を図り、住民の自主的な地域づくり活動を支援します。

- ボランティア団体やNPOなどを育成するとともに、地域コミュニティへの参加を促進し、多様な主体の連携によるまちづくりを推進します。
- 地域づくりやまちづくりの担い手となるリーダーの発掘や育成を図るとともに、コミュニティにおける環境美化や防犯への取り組みなどを推進し、安心して快適な地域社会の実現をめざします。
- コミュニティ組織や各種団体の交流・連携体制の整備と活動を支援し、交流促進のためのネットワークの整備を進めます。

また、様々な国や民族との交流、交歓を通して、新市を担う人づくりをめざし、国際交流事業を推進します。

2 男女共同参画の推進

男女が互いに尊重し合い、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを進めます。

- 新市の進める男女共同参画社会の指針として、男女共同参画計画の策定を進め、専門窓口の設置や相談支援体制の充実に努めます。
- 地域・家庭・学校教育・企業等において、男女共同参画社会の形成に向けた意識の高揚に努めます。

3 広報・広聴活動の充実

住民と行政が対等なパートナーシップのもとにまちづくりを進める「住民参加

のまちづくり」を積極的に進め、広報の内容充実や、広報媒体の多様化などに努め、より幅広く住民の声を行政に反映させるための体制づくりを図ります。

- 新市におけるまちづくり情報や行政情報は、積極的な公開を推進します。
- 住民の意見が広く行政運営に反映されるよう、制度の整備や組織の検討を行い、広聴体制の充実に努めます。

4 行政サービスの向上

効率的で安定的な行財政運営を図るため、行財政改革基本計画を策定し、計画的な改革を推進します。

- 合併を契機として、一層の行財政改革に努め、新たな行政課題や住民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる行政機構の構築や適切な人事管理、給与の適正化、長期的展望に立った財政の運営、経常経費の抑制等を推進し、効率的な行財政運営を図ります。
- 住民の多様で高度なニーズに応えるため、職員の人材育成や能力開発のための研修などにより資質向上を図り、行政サービスの体制強化に努めます。
- 既存公共施設の機能の拡張やネットワーク化、また、人口が集中する市街地における行政窓口の充実を図り、便利で効率的な運営を推進します。また、住民ガイドブックなどの作成により、住民に親しまれ利用しやすい環境づくりに努めます。
- 効率的な行政運営や住民の利便性の高い総合窓口の設置などとともに、公共施設等の行政端末の整備や機能拡張、ネットワーク化、各種申請・届出等の電子化による住民サービスの向上に努めます。
- 学校や公共施設等における情報ネットワークの整備や情報通信体制の拡充を推進します。

施 策 名	主 要 事 業
地域コミュニティの支援	自治振興事業 国際交流推進事業
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業 講演会、啓発事業の開催
広報・広聴活動の充実	広報・広聴推進事業 テレフォンガイドシステム整備事業 情報公開推進事業
行政サービスの向上	庁舎整備事業 庁舎等増改築事業 霞ヶ浦庁舎建設事業 合併市町村振興基金積立事業 サイン計画整備事業 地図情報統合事業 市民ガイドブック作成事業 新市要覧作成事業 電子自治体推進事業 新市ホームページ整備事業 職員研修の充実

第6編 新市における県事業

第6編 新市における県事業

第1章 新市における県の役割

新市が掲げる将来像「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」の実現をめざし、みんなの笑顔があふれる元気なまちとして発展していくためには、新市の主要施策と有機的に連携が図られた県事業の推進が欠かせません。

こうしたことから、新市では、県に対し、新市の主要施策・主要事業を推進するにあたっての各種支援を要請するとともに、新市のまちづくりにかかる県事業の円滑な推進を要望していきます。

第2章 新市における県事業

新市では、県と連携・協力して、新市における県事業の推進を図ります。

また、新市の大きな課題である、霞ヶ浦地域と千代田地域を結ぶ基幹となる交通ネットワークの実現をめざし、県と強力に連携しながら効果的に取り組んでいきます。

分 野	施策名	事 業 名
第2章 自然と 調和した快適な まちづくり	3 交通基盤の整備	県道石岡田伏土浦線バイパス整備 県道石岡つくば線バイパス整備 県道潮来土浦自転車道線整備
	5 防犯・防災機能の 充実	一級河川恋瀬川河川改修事業
第5章 活力あ る産業を育てる まちづくり	1 農林業の振興	田園空間整備事業東筑波地区

第7編 公共的施設の 適正配置と整備

第 7 編 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。

適正配置と整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの向上を図るよう配慮するものとします。

現在の千代田町役場は、「千代田庁舎」として新市の事務所となるとともに、基幹的な機能を持たせます。また、現在の霞ヶ浦町役場については、「霞ヶ浦庁舎」として移転整備を行います。両庁舎では、窓口サービス機能を充実するとともに、電算システムの統合や一元化を行い、個々の施設が有機的に機能するようネットワークを活用しながら行政の情報化を進め、高度な行政機能の向上と整備を図ります。

また、本市の人口構成を踏まえ、人口が集中するＪＲ神立駅周辺の市街地において行政窓口機能の充実を図るため、（仮称）中央庁舎の立地を進めていきます。

第8編 財政計画

第 8 編 財政計画

財政計画は、新市における 25 年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計^(※15)ベースで作成したものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減経費等を反映させるとともに、合併特例債等の財政措置を勘案しています。

なお、令和 4 年度までは決算額を、令和 5 年度以降は決算見込み額を記載しています。

【歳 入】

(1) 地方税

現行税制度を基本に、現在の経済状況や今後の人口推計を踏まえて見込んでいます。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に合併特例債等に係る地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を見込んでいます。また、合併に伴う「合併市町村補助金」等を考慮しています。

(4) 地方債

新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度をもとに、通常債や有利な合併特例債等を見込んでいます。

(5) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等を、過去の実績や合併による事務事業一元化に伴う影響見込み額、今後の経済情勢等を勘案して見込んでいます。

※15. 普通会計：一般会計と公営事業会計（水道、下水道、国保、介護保険等）以外の特別会計を合算したものを言う。この会計は、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、自治体間の財政比較や統一的な掌握が出来るよう、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。なお、特別会計とは、特定の事業を行う場合又は特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているもの。

【歳 出】

（１）人件費

合併による特別職、議会議員等定数の減による影響を見込んでいます。

また、一般職員分は、年度ごとの退職者数と採用者数とを調整する減員方法による経費削減効果を見込んでいます。

（２）扶助費

少子高齢化の進行や権限移譲等に伴う影響を見込んでいます。

（３）公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新市建設計画事業等に伴う、合併特例債等の新たな地方債に係る償還見込額を見込んでいます。

（４）物件費

合併による事務事業一元化に伴う影響見込み額を見込んでいます。

（５）積立金

積立金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金、減債基金へ積み立てます。

（６）繰出金

国民健康保険等各特別会計への繰出金を見込んでいます。

（７）普通建設事業費

現行の補助、地方債制度を基本に、新市建設計画に位置づける事業費及び、その他普通建設事業費を見込んでいます。

（８）その他

補助費、維持補修費、投資・出資・貸付金を過去の実績や合併による事務事業一元化に伴う影響見込み額、今後の経済情勢等を勘案して見込んでいます。

歳入

単位：百万円

区 分	決 算 額																	決 算 見 込 み 額										
	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度			
地方税	4,885	4,962	5,694	5,820	5,436	5,414	5,549	5,486	5,491	5,552	5,443	5,574	5,609	5,736	5,748	5,591	5,693	5,744	5,776	5,731	5,812	5,873	5,835	5,930	5,990			
地方譲与税	490	673	325	312	293	284	277	262	250	238	248	227	227	230	231	232	236	235	230	230	230	230	230	230	230			
利子割交付金	27	18	23	23	18	17	13	12	11	9	8	4	8	8	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2			
配当割交付金	13	21	24	8	6	8	9	10	18	36	30	17	25	19	22	20	31	27	34	27	28	29	29	29	29			
株式譲渡所得割交付金	19	14	13	4	3	3	3	2	30	21	29	10	24	16	14	28	37	21	22	27	24	24	25	24	25			
地方消費税交付金	358	378	369	345	362	361	365	364	361	445	716	642	677	731	706	870	941	960	989	989	989	989	989	989	989			
ゴルフ場利用税交付金	146	139	138	131	138	141	112	136	135	122	111	114	102	104	122	109	123	124	123	123	123	123	123	123	123			
自動車取得税交付金	142	142	142	131	74	62	52	68	60	27	46	42	62	63	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
自動車税環境性能割交付金								0	0	0	0	0	0	0	10	17	20	22	20	20	20	20	20	20	20			
法人事業税交付金								0	0	0	0	0	0	0	0	47	87	89	77	77	77	77	77	77	77			
地方特例交付金	173	127	32	61	69	81	67	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	33	33	33	33	33	33	33			
地方交付税	4,012	3,721	3,547	3,317	3,467	3,854	4,411	4,295	3,808	3,803	3,895	4,019	3,801	3,883	4,613	5,009	4,343	4,362	4,518	4,455	4,340	4,347	4,337	4,322	4,332			
交通安全対策特別交付金	9	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	5	6	6	5	6	6	6	6			
分担金・負担金	43	43	52	52	87	108	116	118	16	130	153	146	144	151	117	65	61	65	59	59	59	59	59	59	59			
使用料・手数料	253	252	244	238	211	182	175	173	274	155	145	136	124	105	84	63	63	65	72	71	70	70	69	69	68			
国庫支出金	893	764	1,127	1,771	1,639	2,363	2,070	2,036	2,077	2,087	2,555	2,320	2,286	2,190	2,308	7,363	4,233	3,963	2,813	2,304	2,320	2,337	2,354	2,372	2,390			
県支出金	565	584	648	697	826	835	1,001	939	1,060	1,022	1,099	1,098	1,184	1,217	1,255	1,350	1,412	1,317	1,365	1,372	1,380	1,389	1,397	1,406	1,415			
財産収入	10	19	23	23	20	15	18	13	18	72	15	16	21	19	16	24	35	33	33	33	33	33	33	33	33			
寄附金	50	20	10	14	1	1	67	2	3	2	15	6	17	19	18	33	36	95	122	122	122	122	122	122	122			
繰入金	8	192	347	341	451	366	318	1,024	450	686	692	378	233	273	986	783	272	199	856	240	80	80	280	280	280			
繰越金	913	592	766	780	1,304	701	896	949	1,169	604	1,056	617	861	1,133	1,011	564	722	1,277	838	773	764	662	606	386	229			
諸収入	249	217	184	202	158	155	183	277	235	314	203	261	385	266	276	572	580	361	361	361	361	361	361	361	361			
地方債	1,734	2,122	1,718	1,415	1,359	1,666	1,573	1,795	2,552	1,887	2,852	1,853	1,651	1,351	1,403	1,780	2,723	1,723	1,692	1,173	973	1,373	865	865	865			
合 計	14,992	15,009	15,435	15,695	15,933	16,627	17,283	17,988	18,041	17,236	19,334	17,506	17,466	17,544	19,063	24,566	21,728	20,720	20,040	18,229	17,846	18,238	17,852	17,738	17,677			

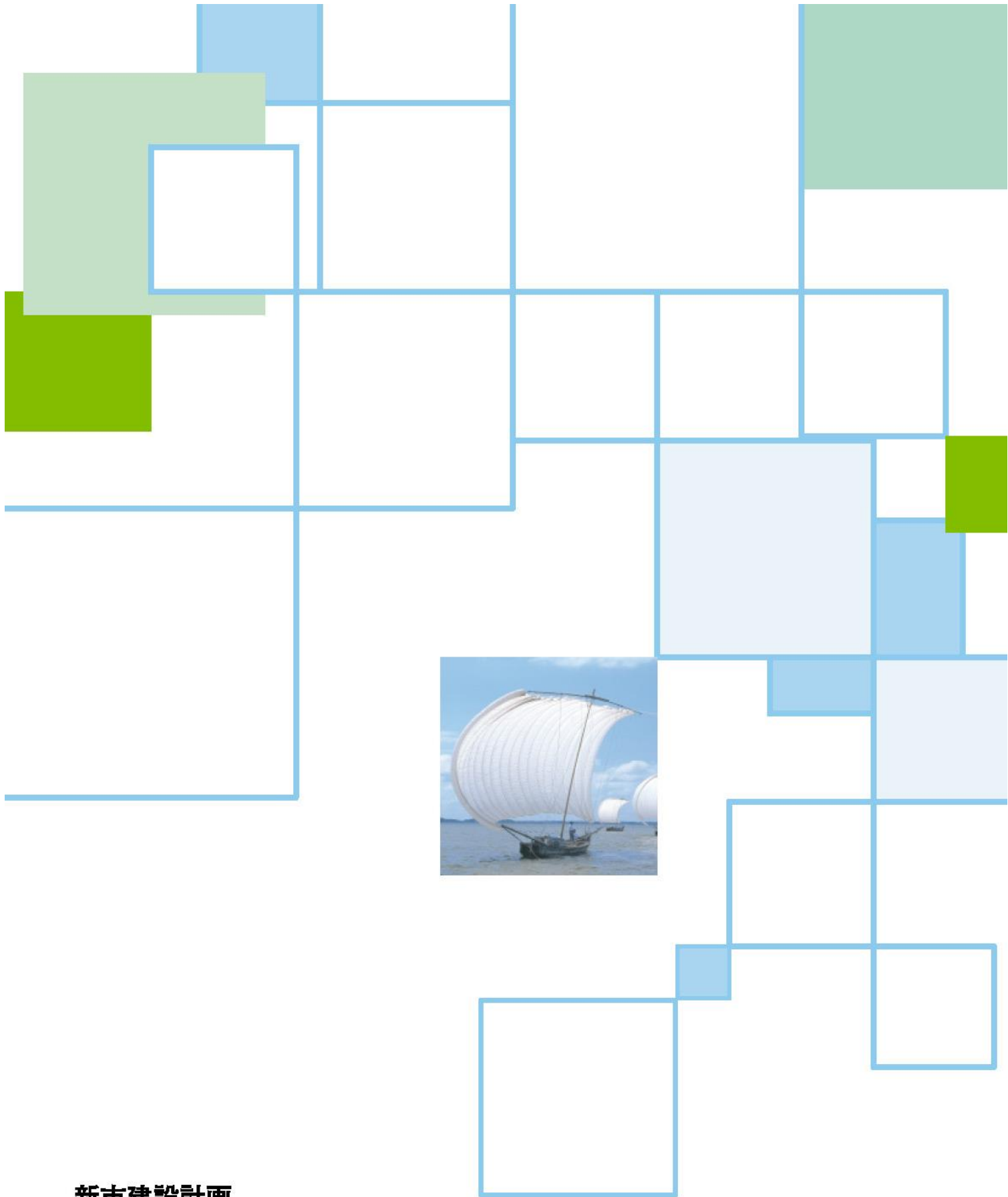
合計欄と各項目の合計は端数処理の関係上必ずしも合致しない。

歳出

単位：百万円

区 分	決 算 額																決 算 見 込 み 額									
	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
人件費	3,670	4,128	4,032	3,998	3,789	3,815	3,674	3,577	3,535	3,156	3,199	3,264	3,132	3,114	3,076	3,294	3,261	3,250	3,410	3,445	3,445	3,445	3,445	3,445	3,445	
扶助費	1,353	1,370	1,582	1,590	1,851	2,537	2,671	2,622	2,649	2,898	3,007	3,065	3,137	3,163	3,270	3,276	4,300	3,942	3,251	3,349	3,449	3,553	3,659	3,769	3,882	
公債費	1,387	1,437	1,473	1,486	1,583	1,745	1,817	1,832	1,767	1,811	1,885	2,076	1,923	1,879	1,970	2,045	2,018	1,958	1,986	1,913	1,992	1,925	1,988	1,906	1,917	
物件費	1,488	1,540	1,454	1,414	1,604	1,639	1,793	1,734	1,800	1,976	2,095	2,127	2,054	2,038	2,136	2,485	2,570	2,868	2,969	2,626	2,613	2,600	2,587	2,574	2,561	
維持補修費	176	154	129	152	143	153	147	139	167	147	137	167	165	188	170	186	175	186	182	181	183	182	182	182	182	
補助費等	2,524	1,624	1,564	1,437	2,113	1,195	1,152	1,275	1,697	1,336	1,620	1,707	1,783	1,671	3,688	8,946	2,802	2,894	3,439	2,464	2,464	2,464	2,464	2,464	2,464	
繰出金	1,392	1,507	1,599	1,658	1,727	1,850	2,098	2,127	2,064	2,272	2,266	2,170	2,130	2,290	1,458	1,387	1,439	1,445	1,473	1,499	1,525	1,551	1,579	1,607	1,635	
積立金	50	21	623	376	297	584	910	1,115	1,351	948	681	322	171	554	541	61	275	135	197	103	153	153	153	153	153	
投資・出資金・貸付金	31	80	46	32	33	32	34	62	72	43	17	23	13	11	12	13	11	12	10	10	10	10	10	10	10	
普通建設事業費	2,330	2,381	2,149	2,249	2,094	2,181	1,755	2,141	2,296	1,593	3,811	1,724	1,825	1,627	2,167	2,152	3,599	3,191	2,292	1,876	1,350	1,750	1,400	1,400	1,400	
（うち特例債事業）	518	996	1,167	958	796	519	719	948	1,699	699	1,905	1,554	937	679	1,341	206	132	157	0	384	450	1,050	0	0	0	
災害復旧事業費	0	0	3	0	0	1	281	195	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	
合 計	14,400	14,243	14,655	14,391	15,232	15,731	16,333	16,818	17,438	16,180	18,717	16,645	16,333	16,534	18,488	23,845	20,451	19,882	19,267	17,465	17,184	17,632	17,466	17,509	17,649	

合計欄と各項目の合計は端数処理の関係上必ずしも合致しない。



新市建設計画

平成 16 年 10 月	策 定
平成 21 年 2 月	第 1 回変更
平成 25 年 3 月	第 2 回変更
令和 6 年 3 月	第 3 回変更